

第7章

エネルギー、電子商取引、環境

<エネルギー>

(1) ルールの背景

資源に恵まれない日本にとって、エネルギー・鉱物資源の安定供給を確保することは、重要な課題の1つである。その重要性は、近年の世界的なエネルギー・鉱物資源の需要の増加ともあいまって、より高まっていると言えよう。以下では、日本のFTA/EPAにおけるエネルギー・鉱物資源の安定的供給の強化に向けた取組についてまとめるとともに、他国の締結しているFTA/EPAにおける関連制度を分析する。

(2) 日本のこれまでの取組

日本がこれまでに締結したFTA/EPAの中では、特にエネルギー・鉱物資源分野において我が国と関係の深いブルネイ及びインドネシアとのEPAにおいて、エネルギー・鉱物資源について独立した章を設けており（両国とのEPAとも発効済み）、エネルギー・鉱物資源分野での国家間連携を更に深化させるための試みを推進しているところである。

①インドネシア

インドネシアは、日本にとって最大級の天然ガス輸入相手国であると同時に、有数の原油及び石炭の輸入相手国である。そのため、2007年8月に署名された日インドネシアEPAでは、第8章にエネルギー・鉱物資源章を設けている。同章は、

日インドネシア両国の持続的な経済成長のため、エネルギー・鉱物資源が戦略的に重要であることを踏まえ、当該分野における投資及び貿易の促進を通じて、エネルギー・鉱物資源の安定的供給強化に貢献することを目的としている。係る目的の下、具体的な規律としては、政策的透明性の向上、政策対話の強化、協力の推進等を行うこととしている。具体的には、以下の規律を定めている。

(a) 定義（第97条・附属書11）

天然ガス、原油、石炭等のエネルギー資源に加え、銅、ニッケル等の鉱物資源について、同章の対象とすることを規定。

(b) 投資の促進及び円滑化（第98条・附属書12）

投資の促進及び円滑化のため、協議、情報交換、投資促進活動の支援等の実施を規定。

(c) 輸入及び輸出の制限（第99条）

輸出入規制導入の際の早期通報等の義務を規定。

(d) 輸出許可手続及びその運用（第100条）

輸出許可手続の採用・維持に際し、その運用等に関する情報提供などの義務を規定。

(e) エネルギー・鉱物資源規制措置（第101条）

規制導入の際の既存契約の尊重、規制に関する早期通報等の義務を規定。

(f) 環境上の側面（第102条）

環境への悪影響の回避・極小化の重要性を確認し、環境への配慮義務を規定。

(g) 地域社会の開発 (第103条)

投資家による地域社会開発への貢献について、両国政府が歓迎する旨を規定。

(h) 協力 (第104条)

インドネシアにおける政策立案、キャパシティ・ビルディング、技術移転の3分野について協力をを行うことを規定。

(i) エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会 (第105条)

情報交換、レビュー等の場としての小委員会の設置を規定。同委員会においては、エネルギー安全保障、開かれた競争的市場などについての議論も実施する旨規定。

②ブルネイ

ブルネイは、有数の液化天然ガス (LNG) 生産国であるとともに、日本にとっては上位のLNG輸入相手国である。2007年6月に署名に至った日ブルネイEPAでは、我が国のFTA/EPAとして初めてエネルギーに関する章を設置した (日ブルネイEPA第7章)。その中では、規制措置に関する規律の導入、協力の実施、対話の枠組みの設置等により、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係を維持・強化することとしている。具体的には、以下の規律を定めている。

(a) 基本原則 (第89条)

エネルギー分野における安定的かつ互恵的な関係を強化することの重要性を両国が認識することを規定。

(b) 定義 (第90条)

天然ガス及び原油を同章の対象とすること等を規定。

(c) 輸入及び輸出の制限 (第91条)

輸出入規制措置適用時の既存契約への十分な考慮、規制導入時の書面通報、相手国から要請があった場合の当該規制に関する協議等の義務を規定。

(d) エネルギー規制措置 (第92条)

エネルギー規制措置適用時の既存契約への悪影

響最小化の努力、規制導入時の書面通報、相手国から要請があった場合の当該規制に関する協議等の義務を規定。

(e) 環境上の側面 (第93条)

エネルギーに関連する活動によって生じる環境上有害な影響を、経済上効率的な方法で最小にするよう努める旨を規定。

(f) 協力 (第94条)

エネルギー分野における安定的かつ互恵的な関係を強化するため、政策立案・人材養成・技術開発等の分野での協力を促進することを規定。

(g) エネルギーに関する小委員会 (第95条)

情報交換やレビュー等の場として小委員会を設置。

③豪州

豪州は、日本にとって最大級の鉄鉱石、石炭、天然ガス、ウランの輸入相手先国である。2006年12月にまとめられた「日豪経済関係強化のための共同研究 (自由貿易協定の実現可能性又はメリット・デメリットを含む)」最終報告書パラグラフ37では、豪州と日本が、次のような約束を含む鉱物及びエネルギーに関する章を検討することができるとの結論に至ったとしている。すなわち、(i) 市場の役割を強化する規定 (例えば、輸出や輸入の制限を防止すること)、(ii) 投資環境を改善する投資の自由化や保護に関する規定、(iii) 鉱物及びエネルギー分野について、政策と規制の透明性を高める措置、(iv) 鉱物及びエネルギー分野における問題について、経済界関係者の関与を得た協議メカニズムに関する規定、(v) 鉱物及びエネルギー分野に適用されるFTA/EPAの規定を見直すための規定である。

日豪EPAは2007年4月から、正式交渉が開始されている。

(3) 他国におけるエネルギー (及び鉱物資源) に係る法的規律 (条約) の概要

エネルギー・鉱物資源分野の実体規律として国

際的に合意されたルールの例として、NAFTAとエネルギー憲章条約を紹介する。

①NAFTA

NAFTAは第6章（エネルギー及び基本石油化学品（Basic Petrochemicals））で、次のような規律を定めている。

(a) 原則（第601条）

自国憲法の遵守、エネルギー・基本石油化学品が果たす役割の強化・持続的自由化が望ましいこと、当該分野の競争力を高めることが各国の利益に適うこと、を確認している。

(b) 定義（第602条）

第6章の対象範囲の定義として、ウラン鉱、石炭、コークス、タール、ナフサ、石油、瀝青油、石油ガス、石油コークス、ウラン化合物、酸化重水素、エタン、ブタン等をHSコード4桁～6桁で規定。

なお、Annex 602.3において留保及び特則について規定があり、天然ガス及び基本石油化学品についての供給契約のための交渉を許可すべきことや、原油・天然ガスの採掘、基本石油化学品の生産、原油の貿易等の戦略的活動についてのメキシコによる留保、及びメキシコにおいて企業は自家消費のための発電設備を設けることができること等を規定している。

(c) 輸出入制限（第603条）

輸出入制限についてGATT上の規律を確認。特に、最低・最高輸出価格規制等を禁止するとともに、NAFTA域外国からのエネルギー・基本石油化学品の輸入禁止に関し、他のNAFTA締約国が協議できる旨を規定。なお、同種の規定が物品一般に適用される第3章でも設けられている（第309条）。

(d) 輸出税（第604条）

輸出税の賦課を禁止（他のすべての締約国への輸出及び自国消費に対して一律に課税される場合を除く）。なお、物品一般に適用される第3章でも、同旨の規定がある（第314条。ただし、

Annex 314で、メキシコにおける卵、塩、小麦粉等の基本食糧を例外としている）。

(e) その他の輸出規制（第605条）

輸出規制について、本来であればGATT第11条2(a)項又は第20条(g)、(i)、(j)項で正当化されるはずのものであっても、次の3つの条件を満たさなければならない旨を規定。すなわち、第1に、当該製品の、輸出規制国における総供給に占める、相手方締約国への総輸出の割合が、直近36か月の代表値と比べて減じられないこと。第2に、相手方締約国への輸出に際し、国内価格よりも高い輸出価格を課さないこと。第3に、当該輸出規制が、相手方締約国への通常の流通経路を攪乱しないこと、また、例えば原油と精製石油など、個々の産品間の通常の輸出比率を攪乱させないこと、である。この条文は米カナダ間のみ適用され、メキシコは適用除外とされている（Annex 605）。また、物品一般に適用される第315条にも同旨の規定があり、同様にメキシコは適用除外とされている（Annex 315）。

(f) エネルギー規制措置（第606条）

エネルギー規制措置の適用に際し、可能な限り、エネルギー規制当局が契約関係を攪乱（disrupt）しないようにすべきとの努力義務を規定している。

②エネルギー憲章条約

1998年に発効したエネルギー憲章条約は、ソ連の崩壊に伴い、旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革と企業活動の促進を目指すものである。我が国が1995年に署名した同条約は、我が国との関係では2002年に発効している。同条約は、エネルギー分野における投資の自由化及び保護について規定するとともに、エネルギー原料・製品の貿易及び通過の自由についての規律を定めている。

第一に、貿易については、エネルギー原料・製品の貿易が、WTO非加盟国によるものであっても、基本的にGATTによって規律される旨を規定

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

している（第29条）。これは、ロシアを初めとした旧ソ連・東欧等のWTO非加盟国が、GATT/WTO体制にソフトランディングできるようにする、いわばWTO加盟への準備規定と言うことができよう。エネルギー原料・産品はAnnex EMで定義されており、ウラン鉱、石炭、石炭ガス、タール、石油、精製油、天然ガス、瀝青、アスファルト、電力、薪、木炭等が含まれる。

第二に、通過に関し、第7条は、エネルギー原料・産品について、通過の自由の原則に従い、その出発地及び仕向地等による差別又は不合理な制限等を行ってはならない旨を規定している。通過については第7条第10項で定義しているが、基本的には、3つ以上の地域（国）にまたがるパイプラインによる石油及び天然ガスの輸送や送電設備による電力の送電を想定している。

同条約は、これらに加え、競争の促進にむけた努力義務（第6条）や、加盟国間での技術移転の促進（第8条）、環境への悪影響を最小化するとともに、世論啓発や協力等を行う努力義務（第19条）等を規定するとともに、紛争処理手続（Part V）や署名国への暫定適用（第45条）等を定めている。

なお、エネルギー憲章条約の締約国は、2008年11月現在で東欧やEU諸国等46か国及び1国際機関である。ロシアや豪州は、署名はしているが、まだ批准をしていない。オブザーバー参加にとどまる国（米国、カナダ、中国、韓国、サウジアラビアなど）もいくつか存在する（詳細は、<http://www.encharter.org/>を参照）。

（エネルギー憲章条約はこの他に、エネルギー分野における投資についても規定しているが、これについては第Ⅲ部第5章投資を参照）

<電子商取引>

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

①総論

1990年代を通じてインターネットが世界的に爆発的な成長を遂げたのと併行して、インターネットに代表される各種広域データ通信ネットワークを経由した商取引が急速かつ広範囲に普及した。これら広域データ通信ネットワークを経由した商取引においては、それまでの電話やファックスを用いた商取引と比較して、より多くの情報を安価かつ迅速に相互伝達することが可能になったのみならず、ネットワークに接続する高性能情報端末の機能を最大限に活用し、複雑な情報処理プロセスを人間の手を介さず自動化することで、商業行為そのものの高度効率化が実現された。たとえば、それまでなら電話で注文を受けた業者が自分で紙に書き取った注文書を生産管理部門に送付して在庫や製造納期を確認するという過程が必要だったところ、今では注文主が直接販売業者のデータベースにアクセスして在庫状況を確認し、その後成された注文も直接販売業者そして生産業者に即時に自動で送付される仕組みを構成することが可能となっている。このように各種商業行為の効率化が高度に実現されていくにつれ、広域データ通信ネットワークを単に情報伝達経路として利用するだけではなく、ネットワークに接続する高性能情報端末も含めた大きな情報システムの一部と位置付け、その中で多様な製品・サービスの生産・マーケティング・流通・販売・配達により広くかつ統合的に行われていくようになった。このような仕組みの構築が急速に進展した理由の一つは、インターネットへの接続・利用サービスが通信距離に依存しない課金方式を取っていたことにある。これによって、たとえば広く面で展開される販売

拠点間での統合情報システム構築が安価に可能となったり、僻地にある取引先工場の生産管理システムとの接続も容易に実現可能となった。このような情報システムの中で、情報は全て電子的なデータとして相互伝達されていたため、それを利用してなされた商取引行為は電子商取引(electronic commerce)と広く称されるようになった。以後、今日までに実際に商業的成功を収めかつよく知られている例としてオンラインショッピングやネットオークションなどが挙げられる。

インターネットとともに飛躍的発達を遂げた電子商取引は、通信距離がコストにほとんど影響しないというその利点から国際的な取引への利活用が注目されたが、国際的な電子商取引利用に関する広範な統計情報は今なお存在しておらず、貿易への実質的な影響の定量化は未だ成されていない。2000年頃の米国に関する古い民間調査が存在するが、当時の米国の国際電子商取引の貿易量はまだ貿易総量の1%前後にとどまっている¹。なお、この民間調査における国際電子商取引とは、国際物品・サービス貿易において買い手が最終注文をインターネット上で成した取引のことであり、生産・配達まで全てが電子的に成立したものに限定しておらず、たとえば電子的に注文が成立した果物の輸出入などといった取引も含まれている。

公式な統計情報がないとはいえ、1998年5月のWTO閣僚会議で「グローバル電子商取引に関する宣言」が採択され、その中で「グローバル電子商取引が増大しつつあり、貿易への新たな機会を創出しつつあることを認識し」とあるように、電子商取引が貿易すなわち国際的な取引の一形態にとって重要であるという見解は国際的に共有されている。我が国もまた、電子商取引の更なる発展

1 Forrester Research, Inc. (2001). Estimates of U.S. International Electronic Commerce, 2000-2004

と国際的に調和された環境整備のための具体的なルール作りの重要性に鑑み、WTO²の場において積極的に議論に参加してきた。具体的には、経済産業省（旧通商産業省）は、電子商取引とWTOを巡って今後検討が必要な論点を示し、議論を提起することを目的として、2001年6月に経済産業省提案を公表した（提案内容については第Ⅱ部11章コラム「電子商取引の議論と主要論点①WTOにおける電子商取引に関する主要論点 d.我が国の取組」を参照されたし）。しかし、こういった新しい形の国際的な取引がどのような法的規律もしくは規制枠組の対象となり得るのか、各国貿易所管当局や国際機関等で議論が成されていながらも実効的な結論には至っていない中、電子商取引は事実上の非規制貿易分野として今もなお発展を続けている（ただし、後述するように物品、サービス、知的財産等にまつわる既存貿易枠組と電子商取引の関係について、具体的な規律の適用範囲の是非をめぐる議論が国際的に紛糾しているものの、限定的な事象のいくつかについては既成貿易枠組の規律適用がある程度明白なものもある。たとえばCompact Disc（CD）やDigital Versatile Disc（DVD）等の有形媒体（tangible medium）に固定的に記録された物品として貿易される場合には物品貿易規律が適用され、法律サービスなどサービス貿易の規律対象として分類されているサービスが電子的に提供される場合はサービス貿易規律が適用されるという点については、どの議論においてもほとんど異議なく確認されている）。

電子的な国際取引の量が拡大すればすほど、それがもたらす経済的意義も膨らんでいき、結果として各国家にそれぞれの政策的背景に基づいた規制適用を促す側面も強くなっていく。しかし、国際的合意のない「事実上」の非規制という現状は、そもそも本質的に不安定であるのに加え、各国が今後何かの貿易規制を導入することになった

場合に、それが公正（fair）、客観的（objective）かつ透明性の高い（transparent）規制であるという保証がないであろうことを意味している。要するに、電子商取引における不公正貿易措置登場の危険性は、本質的に放置されていることになる。

近年、特に米国や豪州が主導する形で、かような危険性への手当を二国間通商交渉において議論し、法的規律としてFTA（自由貿易協定）内に規定する例が増えてきている。我が国も昨今、貿易における電子商取引の利活用の重要性を強く認識しているという立場から、国際機関等での議論を深めつつも、二国間EPA（経済連携協定）交渉の場において実効的な法的規律の設定に取り組んでいる。

以下、法的規律個別の記述に入る前に、特に複数の事項に係る広い性質を持つ論点である「電子商取引の定義ならびに概念」、「デジタルコンテンツ分類論」、そして「関税不賦課」を挙げ、また主要国際機関であるWTO、OECD、UNCITRAL、APECでの議論状況等について俯瞰する（図表7-1）参照。

②電子商取引の定義ならびに概念

“electronic commerce”という言葉について、国際的に一致した定義は存在しない。これ以降、主にこの言葉を貿易、すなわち国際取引の側面に限定して、それにまつわるルールや経済的意義について述べていくが、この面で活発な議論や提案が行われている主要な国際機関・フォーラムとして挙げられるWTO、OECD、UNCITRAL、APECすべてにおいてこの言葉は未定義のままか、もしくは相互に共通するところのない個別定義で用いられている（図表7-2）参照。近年の米国や豪州の二国間FTAにおいて設置されている電子商取引章についても、“electronic commerce”という言葉の定義は一切されていない

2 WTO文書MTN.GNS/W/120でサービス分野分類リストが定義されており、GATSそして二国間・地域サービス貿易協定で広く援用されている。

<図表7-1> 電子商取引に関する主要な国際的取組みの系譜

年	WTO	OECD	UNCITRAL	APEC	二国間協定(署名時)
1980		「プライバシー保護及び個人データの国家間送受信に関するガイドライン」			
1992		「情報システムの安全性に関するガイドライン」			
1997		「暗号政策ガイドライン」	「電子商取引に関するモデル法」		
1998	「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」	「電子商取引の税制枠組条件」 「OECD電子商取引行動計画」		「電子商取引に関する活動青写真」	
1999	一般理事会への検討報告	「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」公表		電子商取引運営グループ設置	
2000		「ローカルアクセス価格と電子商取引」 「電子商取引に関する円卓会議」			
2001			「電子署名に関するモデル法」		
2002		「情報システムおよびネットワークの安全性に関するガイドライン」			
2003		国際詐欺防止ガイドライン制定			豪星FTA 米星FTA 米チリFTA
2004	関税不賦課モラトリアム延長			「(認証) 管轄領域を横断する電子商取引での使用に供しうる証明書の発行手法に関するガイドライン」	米豪FTA 豪泰FTA
2005	関税不賦課モラトリアム延長		「国際契約における電子的コミュニケーションの利用に関する条約」	「APECプライバティブフレームワーク」	泰ニューージーランド緊密経済連携協定 印星包括経済連携協定 韓星FTA
2006					米ペルーTPA

2007				「APECデータブライバシーパスファインダー」 APEC貿易円滑化モデル措置電子商取引章合意	米韓FTA
2008					豪チリFTA
2009					日スイスEPA

<図表7-2> “Electronic Commerce” に関する諸定義原文

1998年9月に採択されたWTO電子商取引に関する作業計画より	(パラ1. 3 第1文) Exclusively for the purposes of the work programme, and without prejudice to its outcome, the term “electronic commerce” is understood to mean the production, distribution, marketing, sale or delivery of goods and services by electronic means.
1997年1月に国連総会決議として採択されたUNCITRAL「電子商取引に関するモデル法 (Model Law on Electronic Commerce)」より	(前文パラ2) Noting that an increasing number of transactions in international trade are carried out by means of electronic data interchange and other means of communication, commonly referred to as “electronic commerce”, which involve the use of alternatives to paper-based methods of communication and storage of information,
1997年1月にOECDから発表された文書“Measuring Electronic Commerce”より	Electronic commerce refers generally to all forms of transactions relating to commercial activities, including both organisations and individuals, that are based upon the processing and transmission of digitised data, including text, sound and visual images.

いまま章題として用いられている。

こういった根本的な定義の不在は、個別の法的規律の在り方にも濃い影響を及ぼしていると考えられる。特に物品、サービス、投資、知的財産にまつわる既存貿易枠組との関係について、上記国際機関そして二国間通商交渉の場において、具体的な規律の適用範囲の是非をめぐる議論が紛糾している。

しかし一方で、明白な定義はなくても、インターネット上での買い物などといった、具体的な取引形態の印象はおおよそ国際的に共通しており、各種国際機関での議論や二国間通商交渉の場においても、ある程度共通となる中核的要素は見出し得る。そのような要素は大きく以下3点に整理できる。

(a) 技術中立性 (technological neutrality)

現代の技術進歩によって実現された「電子的 (electronic)」な商取引 (commerce) を、これまで伝統的に行われてきた商取引との比較においてとらえ、そこには実現手段としての技術に差があるだけで、商取引にまつわるそれ以外の要素は、この技術上の差異には中立であるという理念に、電子商取引の本質を据えようとする考え方。ただし、具体的にどのような要素を述べているかという点によって以下のように議論の性質が異なってくる。

- (i) 商取引にまつわる意思表示、または契約行為そのものの要素を議論する場合、伝統的には書面での (paper-based) 意思表示が多く行われていたことと比較し、電子的手段によ

る意思表示であってもその法的効果には差異があつてはいけないとするもの。

- (ii) 国際的なサービスの提供手段として、たとえば研究調査サービスを提供する際に、書面の報告書を郵送する場合もあれば、ファクシミリで送付する場合もあり、内容を電話で報告する場合もあり、かつ最近ではインターネットメールを用いて送付する場合もあり得るが、こういった提供にまつわる技術的手法の違いに対し、サービス貿易規律は中立的であるべきだとするもの。
- (iii) ソフトウェアなど無形 (intangible) の製品に関し、それがCompact Disc (CD) や Digital Versatile Disc (DVD) 等の有形媒体 (tangible medium) に固定的に記録された物品として貿易される場合と、同じ製品が放送用電波やインターネット等の各種通信網という無形もしくは仮想的な媒体を介して国際的に転送 (transmit) される場合とで、やはり媒体の種類や転送手段といった技術的手法の違いに対し、貿易規律は中立的であるべきだとするもの。

(b) 経済発展と機会 (economic growth and opportunity)

現実には、電子商取引はインターネットの発展とともに急速に浸透し、取引額も急速な拡大を遂げている。この傾向を維持し、かつ更なる発展を目指すべく、電子商取引に特化した数々の国際取引の利点を正しく認識し、その利点の維持発展に向けて国際的に一致した取組を推進すべきだという理念から、電子商取引の本質を捉えようとする考え方。このような視点からは、特に電子商取引における貿易円滑化 (trade facilitation) の効果が重要となる。

(c) 取引信頼環境 (environment of trust and confidence)

電子商取引の利点ではなく、詐欺や情報流出機

会増大などのリスク面に焦点を当て、そのようなリスクの性質を正しく認識し、回避もしくは軽減のために国際的に一致した取組を推進すべきだという理念から、電子商取引の本質を捉えようとする考え方。

近年米国や豪州が締結した二国間FTAの中に設置された電子商取引章においては、先に述べたように“electronic commerce”の一般的な定義を設けていないが、その代わりに章の冒頭で上記のような中核理念を表明する条項を設けている。一方、個別具体的な各種法的規律の及ぶ範囲 (scope) の外縁が不明白であるという問題については、多くの場合、各種規律個別に適用範囲や除外事項を設定するという方式がとられている。

このように一般定義でなく原則を記述する方式を用いると、法的規律個々の設定を進める上で、実体のない抽象的かつ哲学的な議論を回避できるという利点がある一方で、論理的に確固とした土台の設定を意図的に省いている以上、個々の法的規律の設定において常に帰納的な貿易実体論を展開して、利害得失を検討せざるを得なくなる。そして貿易実体は国毎に様相が異なるため、帰納的に導かれる法的規律の在り方もまた国によって様相が変わってくることとなる。

詳細は後述するが、実際に各二国間FTAの規律内容には多くの差異が認められる。そしてその差異の多くが、政治的機微性などが交渉において不可避免的に反映された結果であるという傍証もある。この点は、我が国が今後二国間EPA交渉の場において実効的な法的規律の設定に取り組んでいく上でも、相手国別に異なる法的規律が設定される可能性を示唆しており、そのような状況がどのようにして回避可能なのか、またそういう状況になったとして貿易所管当局が国別の対応を法的に正しく履行しうるのかどうか、という問題を惹起する。なお、日スイスEPAにおいてもまた“electronic commerce”の一般的定義は設けておらず、今後その他の国との交渉においてこのような問題が浮上する可能性を否定できない。

よって、いずれは“electronic commerce”の一般定義の在り方の議論に立ち返る必要性も完全には否定しきれない。少なくとも、各種二国間FTAを通じてある程度共通の中核要素が認識されている以上、そこから演繹的に一般定義の在り方を検討するという作業が、遅かれ早かれ各種国際機関等の場で推進されることが望ましい。

③デジタルコンテンツ分類論

(WTOにおける分類論の詳細については、第Ⅱ部11章コラム「電子商取引の議論と主要論点① WTOにおける電子商取引に関する主要論点 a. デジタルコンテンツの協定上の取り扱い」を参照)

米国や豪州は、分類論には特段の見解を持たないという立場を貫いており、WTOでの議論の趨勢には中立の姿勢を保持している。またこの立場は米国や豪州の二国間FTAにおける電子商取引章においても、たびたび附註等の形で言及されている。日本も日スイスEPAにおいて同様の姿勢を取っている。

分類論の推移ならびに結果に中立であるという姿勢は、分類論が法的規律に影響を与える意義は認めつつも、その決着が不公正貿易措置の規律において究極的に不可欠だとまでは言えないという考え方に立脚していると思われる。電子商取引とは直接関係のない伝統的な取引による貿易、すなわちGATTやGATSの規律が疑いなく及ぶ範囲においては、例えば農産品の輸入ライセンス手続のような特定の措置において物品・サービス両規律が重複適用することはあり得るとされている³。要するに、不公正貿易措置を規律する法的枠組は、各種貿易規律の適用範囲を排他的に定めるという目的での恣意的な分類の確立を必ずしも重要だとはしていないと言える。

そもそもサービスであれ物品であれ、特定の価

値を持つ財が生産され、それが消費されるまでの間には多層的な商業経路を経るのが通常であり、また特定の財にとって可能な貿易形態は一つとは限らない。たとえば、ある特定の映画作品は、上映サービスやテレビ放送という形で消費者に届けられる一方で、同じ作品がパッケージ製品として小売店経由で消費者に届けられることもある。最近ではさらにインターネット上での視聴という形で消費者に届けられることも可能になったからといって、パッケージ製品から放送までいろんな提供形態が可能になっているというそもそもの性質をデジタルかデジタルではないかという基準だけに帰するのは困難である。

以上、財の性質がデジタルかデジタルではないかということだけを基準にして貿易規律の在り方を一意的に規定する必然性はさほど明白ではない。よって今後の分類論の在り方も「物品かサービスか」といった硬直的かつ排他的な捉え方に拘らず、デジタルではないコンテンツを取り扱ってきた既成の貿易規律枠組との対称性を考慮しつつ、柔軟かつ商業的実効性の高い分類議論を進展させていくことが重要である。

④関税不賦課

(WTOにおける関税不賦課議論の詳細については、第Ⅱ部11章コラム「電子商取引の議論と主要論点①WTOにおける電子商取引に関する主要論点 b. 電子送信に対する関税賦課問題」を参照されたし)

後述するが、WTO発足以前からソフトウェアなどのデジタルコンテンツを搭載するCD等の有形媒体の輸出入に関する議論が国際的な貿易枠組において盛ん⁴であり、WTO発足後に、電子商取引という議題で展開された議論もまた関税不賦課問題から発生しており、それ以降今に至るまで、

3 EC Banana係争でのWTO上級委員会報告(WT/DS27/AB/R)パラ222:“Therefore, the Appellate Body upheld the Panel’s finding that the EC banana import licensing procedures are subject to both the GATT and the GATS, and that the GATT and the GATS may overlap in their application to a particular measure.”

4 1984年東京ラウンドで採択(VAL/M/10)された関税評価委員会の決定(VAL/8)を引き継ぐ形で、WTO発足後も課税事務の議論が展開されている。後段(3)①(b)を参照されたし。

電子商取引を用いた貿易が事実上の非規制分野であることに関して、現時点での商業的関心が最も高いのがこの事項である。それがゆえに、仮に関税の賦課目的での電子送信の「補足」が技術的に可能になった際に、輸出側であれ輸入側であれ、その財政的意義をどう捉え、結果どのような政策として反映することになるか、一般論としてまったく予断を許さない。

そのような状況の中、米国や豪州が締結した近年の二国間FTAにおける電子商取引章の中では、関税不賦課を恒久的な法的義務として規定しており、またこれらの規律は、一部を除き、関税賦課が将来技術的に可能となる場合の見直しや法的効果を一定期間に限定する記述を含まない規定となっている。

一方で、二国間で関税不賦課を法的に約束した際に最も大きな問題となるのが、非締約国によるただ乗り (free ride) である。特に、関税賦課目的の電子送信の補足が技術的に不可能な現状においては、そもそも関税不賦課を約束した締約国以外の国からの電子送信のみを区別して関税を課すことも不可能であるため、関税不賦課の政策的恩恵は協定によって設定される自由貿易地域を超えて全世界に及ぶことを妨げ得ない。さらなる技術上の課題として、締約国からの電子送信であっても、それが締約国から発信されたものなのか、非締約国から発信されたものが締約国を經由しているだけなのか、つまり電子送信の発信地特定 (物品貿易に言う原産地把握) も困難であるため、締約国二国間に限定した関税不賦課の政策的恩恵の実施は不可能となる。この解釈は、モラトリアムの有限性に積極的な意義を見出している立場の国からすれば非常に大きな不安材料となっていると想定される。

もっとも、関税賦課の技術的不可能性はそもそもモラトリアム自体を成立可能にした重要な政治的要因の一つであると認識する立場からすれば、技術的不可能性の終焉とともにモラトリアム自体も終了し、同時に二国間もしくは地域協定によって

実現されている自由貿易地域内に特定した選択的関税不賦課の実施も技術的に可能となるという見込みが生じることとなる。言い換えれば、非締約国によるただ乗りへの不安は実質的にモラトリアム期限定のものであり、モラトリアム期を超えて関税不賦課の法的義務を課すことの是非に対しては実質的に影響しない、という解釈も可能である。また、そもそもモラトリアムの存在する現状においては、WTO加盟国全てが関税を賦課していない以上、二国間における関税不賦課の法的な約束をしても、実質的に世界的な関税不賦課に何ら影響を与えていない、という解釈も可能である。

なお、WTO設立協定の前文には、関税削減や貿易障壁撤廃への貢献が謳われており、モラトリアム形成の政治的背景がどうあれ、WTO加盟国全てにとって、究極的には技術的是非を超越した自由貿易を標榜することが一致した利益であると考えるのが妥当である。よって、技術的不可能性という制約が外れた途端に、WTO加盟国が関税賦課を始めるという状況を想像するのは易しくない。もちろん、さまざまな政策背景に拠って、技術的不可能性の終焉とともに関税賦課を実施する国があったとしても、その本質的な違法性を問う規律は現段階では確立していない。しかし、米国や豪州が二国間FTAで関税不賦課を法的義務として設置する例を増やし続けつつある状況が今後も継続するならば、そのような合意の連鎖として事実上形成される「関税不賦課コミュニティ」が、同じく技術的不可能性の終焉とともに実効性を持った区分として確立されるという見通しを以て、各国はそれぞれ貿易上の相互主義と関税賦課の財政的誘因とのバランスを比較考量して、政策是非を判断することを経済的に迫られるという事態になると予想される。

なお、先進国の中でも、関税賦課の権限を留保するためのものとしてモラトリアムを位置付けてはならず、恒久的な規律の設定はあくまでWTOの場で行われるべきだという立場から二国間通商交渉での議論を避けている国もある。

⑤主要国際機関での議論

(a) WTO

④(a)において述べたとおり、WTOでの電子商取引に関する議論は関税不賦課問題から発生した。1998年2月に米国がWTO一般理事会に電子送信物（electronic transmission）に関税（customs duties）を賦課しないことを提案する文書⁵を提出したのちに、1998年5月にジュネーブで開催された第2回WTO閣僚会議において「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が採択された。本宣言では、電子商取引に関するすべての貿易関連の問題について検討するための作業計画の策定が決定されるとともに、電子送信に対する関税不賦課原則について合意がなされた。

（以降のWTOでの作業ならびに議論の発展については、第Ⅱ部11章コラム「電子商取引の議論と主要論点②WTOにおける検討の経緯」を参照されたし）

WTOでの電子商取引に関連する議論や提案は、そもその始めから既成貿易枠組（サービス、物品、知的財産そして開発）側の視点からなされており、それ以外の、特に横断的な次元での検討は重要だとされつつもなかなか議論が進展してこなかった。2005年12月の香港閣僚会議で明示的に言及されているのは、結局関税不賦課とデジタルコンテンツ分類論が主な焦点となっている。ただし後者についてはデジタルコンテンツ全般に関する議論ではなくあくまでその中でも「電子的に提供されるソフトウェア」だけに焦点を絞った議論となっている点は、分類論でEUが映像・放送サービスに関する懸念を表明していた点と考え併せると興味深い。いずれにしても貿易実利に直接影響する議論であり、米国や豪州などが並行して進める二国間FTAにおける電子商取引章を見ても、具体的な内容は一切明示されていないものの「WTO合意の適用（the applicability of the WTO Agreement）」を確認しているものが多い。これ

は特に上記したような既存貿易枠組と電子商取引との関係において、包括的な合意はなくとも、たとえばCompact Disc（CD）やDigital Versatile Disc（DVD）等の有形媒体（tangible medium）に固定的に記録された物品として貿易される場合には物品貿易規律が適用されるなど、個別分野では現時点においてもある程度適用関係についての認識が国際的に一致していると思われる部分につき、少なくともWTO合意／規律が排他的に非適用となることはない旨を留保していると解釈しうる。また、現在は存在しない包括的な適用関係における合意についても、将来WTO議論が進展したときに備えてその合意の適用を確認している側面も認められる。要するに、WTOは今もなお潜在的にはもっとも影響力を持つ議論の場であると言える。我が国は、2001年6月に公表した経済産業省提案（提案内容については第Ⅱ部11章コラム「電子商取引の議論と主要論点①WTOにおける電子商取引に関する主要論点d. 我が国の取組」を参照されたし）において、「先進国と途上国双方の利益となるE-Commerce関連の国際的枠組の基礎」の確立の重要性と、「消費者及び企業の利益をバランス良く反映した正当な（legitimate）政策を実行し続けること」の重要性等を“eQuality”というコンセプトに集約させ、WTOで取組むべき諸課題と検討体制の提案を行っている。

(b) OECD

OECDにおいては、技術分野にかかる個別事項を軸に経済への影響を整理する形で作業計画を構成している。電子商取引という言葉が広く知られるようになる以前から、情報そして通信技術の発展に伴うプライバシー保護のガイドライン制定等に積極的な活動を行っていたが、電子商取引というキーワードでの検討の嚆矢となったのは1998年10月カナダのオタワで加盟国・非加盟国取り混ぜで開催された「OECD電子商取引閣僚級会議

5 WT/GC/W/78

(OECD Ministerial Conference on Electronic Commerce)」である。この会議で「OECD電子商取引行動計画 (OECD Action Plan for Electronic Commerce)」が採択され、「ユーザーそして消費者の信頼構築」「デジタル市場の基本ルール確定」「電子商取引のための情報インフラの強化」「電子商取引がもたらす利益の最大化」の4原則が提示された。

(i) ユーザーそして消費者の信頼構築

この原則から派生する主要な活動は消費者保護、プライバシー保護、そして情報セキュリティと認証である。

特に消費者保護については1999年12月に「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン (The OECD Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce)」という文書が公表された。この文書は、「透明で有効な消費者保護」「公正な営業・広告・販促行為」「オンラインでの情報開示」「確認プロセス」「支払」「紛争解決と救済」「プライバシー保護」「啓蒙・周知」の8原則を述べ、それぞれ加盟国で検討され合意された法的拘束力のないガイドラインを提示している。このガイドラインでは、上記8原則に加え、ガイドライン実施とグローバルな協力を推奨ならびに提案している。特に2003年になって、「国際詐欺防止ガイドライン (OECD Guidelines for Protecting Consumers from Fraudulent and Deceptive Commercial Practice Across Borders)」が制定され、上記「公正な営業・広告・販促行為」原則の一部がより具体化された。

一方、プライバシー保護については、OECD電子商取引行動計画よりもずっと以前の1980年9月に制定されていた「プライバシー保護及び個人データの国家間送受信に関するガイドライン (OECD Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data)」を今なお基軸としており、その実施という線でプライバシー保護向上の技術検証や利

用者意識向上などの活動を推進している。

最後に情報セキュリティと認証については、これもOECD電子商取引行動計画に先立つ形で、1992年に「情報システムの安全性に関するガイドライン (OECD Guidelines on Security of Information Systems)」が、1997年には「暗号政策ガイドライン (OECD Guidelines on Cryptography Policy)」が制定されている。前者は2002年に「情報システムおよびネットワークの安全性に関するガイドライン (Guideline for the Security of Information Systems and Networks)」として改訂された。

(ii) デジタル市場の基本ルール確定

この原則から派生する主要な活動は税制、貿易政策と市場アクセス、競争、電子金融である。

まず税制については、1998年オタワでの「OECD電子商取引閣僚級会議」において報告された「電子商取引の税制枠組条件 (Electronic Commerce: Taxation Framework Conditions)」において基本原則と行動計画が制定されている。もともと、1997年に先行してフィンランドで開催された「トゥルク会議 (Turku Conference)」において電子商取引課税の基本的枠組について議論が行われており、1998年の当該報告はそれ以降の継続的成果である。電子商取引に関する税制の基本原則として中立性、経済的 (efficiency)、確実性・簡素さ、効果的・公平性、そして柔軟性が必要だと提唱されており、これら原則実施のための税制枠組として納税者向けサービス、税務行政 (納税者個人情報や納税者認証等)、取税、消費税、国際税制と協力という要素を特定している。その中でも国際 (直接) 税制、消費税、そして税務行政に関しては2001年にOECDが1998年「税制枠組条件」実施の検討報告を報告している。以後も検討は継続され、2003年に再度経過報告がなされているが、そこでは「税制枠組条件」での中立性原則を参照しつつ、電子商取引に関する税制だけを孤立した議論に付すのは適当では

ないとし、今後も世界の動向を注視していきつつも、基本的に電子商取引以外の形態も含んだ税制の議論に統合して検討するという決定がなされた。

貿易政策と市場アクセスについては、主にWTOでの議論を補完する目的で、各種分析作業を提供している。2000年12月には、当時の各国GATS約束表を特にオンラインサービス提供の視点から分析して報告している。

競争については、2000年10月に実施された「電子商取引に関する円卓会議 (Roundtable on Electronic Commerce)」で議論され、特にインターネットなどの電子商取引インフラサービスにおける競争の問題と、商取引そのものにおけるこれまでの競争政策にどのような影響があるか、という点が検討課題として指摘された。

最後に電子金融については、特段の会合や提案、報告等はなされていない。

(iii) 電子商取引のための情報インフラの強化

この原則から派生する主要な活動は情報インフラへのアクセスと利用、そしてインターネット管理とドメイン名システム (Domain Names System) である。

まず情報インフラへのアクセスと利用について、ネットワークサービス価格の在り方や電気通信規制や事業者相互接続など、主に通信技術面での市場動向と政策含意についての検討がなされている。特に電子商取引との関係については、2000年に「ローカルアクセス価格と電子商取引 (Local Access Pricing and E-Commerce)」という報告が提出され、国際的なネットワーク普及度の差異がもたらす「国際デジタルデバイド」への認識と政策的対応を訴えかけている。なお情報通信インフラの国際的發展状況についてはほぼ毎年「OECD情報技術アウトルック (OECD Information Technology Outlook)」や「OECD通信アウトルック (OECD Communications Outlook)」の形で調査・報告されている。

インターネット管理とドメイン名システム

(DNS: Domain Names System) について、特にDNSはICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) が国際的な民間非営利の管理団体として1998年に設立されて以来、実質的な管理運営を遂行している中、OECDは特別な検討・報告を行っていないが、2005年5月には国連配下のインターネットガバナンス作業部会 (Working Group on Internet Governance) への統計情報提供等の報告を行っている。

(iv) 電子商取引がもたらす利益の最大化

この原則から派生する主要な活動は、経済・社会へのインパクト、電子政府、中小企業、教育・技能、僻地開発と情報通信技術、開発協力、そしてグローバル参加である。諸活動について当書では詳述しないが、OECDは整合性の高い国際統計を整備するために、電子商取引の定義や各種指標を提案しつつ、民間調査等も精査する形で各種調査報告書を発表している。特に興味深いのは、2001年から2002年にかけて実施されたEBIP (Electronic Commerce Business Impacts Project) で、加盟国個別企業の詳細ビジネスモデル分析にまで手を伸ばした調査活動であり、カナダ・フランス・イタリア・韓国・オランダ・ノルウェー・ポルトガル・スペイン・スウェーデンそして英国の産業セクタ内での電子商取引利活用の状況が詳細個別に報告されている。

以上、OECDは実質的な政策の推進を担わずに、各種ガイドライン等を研究・提示するという形で広くかつ詳細な成果を挙げてきた。これら報告や提案の制定に主な先進諸国が関わっていたこともあって、個別事項について二国間通商交渉をする際にも既に方向性が合意されているガイドラインとして援用しやすい面があり、後述するが豪州・チリのFTAの電子商取引章における消費者保護関連の規定は、実際にOECDの「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」から文言を部分的に援用している。

(c) UNCITRAL

国連総会直属の委員会として1966年に創設されたUNCITRALにおいて、電子商取引が議論されているのは6つの作業部会のうち第四作業部会(Working Group IV)である。当作業部会は過去いくつかテーマを変えているが、1997年以降はずっと電子商取引の作業部会として継続機能している。1997年以前は電子データ交換(EDI: Electronic Data Interchange)が議題だった。

UNCITRALそのものは国際商取引法の漸進的調和と統一(unification)を任務としており、その作業部会における議論もまた民間の取引従事者間の国際商取引の側面に限定し、一般に主権国家間での貿易関連事項は取り扱っていない。2008年現在、当作業部会の主要成果は以下3点である。

(i) 電子商取引に関するモデル法(Model Law on Electronic Commerce)

1996年の第29会期総会でUNCITRALに採択され、1997年1月に国際総会決議として採択された。その目的は「各主権国家が、書面(paper-based)での意思伝達手段および情報蓄積(storage)への代替手段の利用を統べる各国立法の強化、もしくはそのような立法のない場合には立法形成をする際の、著しい支援となること」である。より詳細に言えば、紙を利用した取引における「書面(writing)」「署名(signature)」「原本(original)」といった概念に関し、電子媒体における機能的に同等な概念(functional-equivalent)を確立するためのものであり、関連する主要規定としては、「情報は、それがデータメッセージの形体であることのみを理由として法的効力、有効性または執行力を否定されてはならない(第5条)」、「契約の成立に関しては、当事者が別段の合意をしないかぎり、申込および申込の承諾はデータメッセージによって表示することができる(第11条)」などがある。なおこのモデル法は、1998年に若干の改正が入り、それ以降のものが最新版となっている。

作業部会は、モデル法を制定した後も、同モデル法が各国国内立法に反映されているかどうかの状況監視・同状況の通報受付を継続しており、ウェブサイトで国名および法令施行年情報公開されている。豪州、韓国、香港、カナダ、英国、シンガポール、フランス、米国といった先進国から、ベトナムやUAE、中国、メキシコ、スリランカ、タイなどの発展途上国まで、様々な国が同モデル法を何らかの形で国内法令に反映している。我が国はこのような通報を行っておらず、ウェブサイトに国名が明記されていないが、実質的に同モデル法の趣旨はその後「電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年五月三十一日法律第百二号)」や「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律(平成十三年六月二十九日法律第九十五号)」に反映されている。

(ii) 電子署名に関するモデル法(Model Law on Electronic Signature)

「電子商取引に関するモデル法」の第7条で既に電子署名に関する規定が盛り込まれていたが、特に電子署名にまつわる最新の技術発展を反映させる形で、2001年に当モデル法がUNCITRALで採択され、同年国際総会決議としても採択された。当モデル法で特に追加された概念は、電子署名と手書き署名との同等性認定のための技術的信頼性に関する基準の設定と、電子署名に使用される個別の技術製品のいずれに対しても立法上の優位性を与えないという技術中立性の保証である。当法もまたウェブサイトで各国国内立法への反映状況が公開されているが、こちらは数が少なく、中国、メキシコ、タイ、UAEそしてベトナムと発展途上国ばかりとなっている。

(iii) 国際契約における電子的コミュニケーションの利用に関する条約(United Nations Convention on the Use of Electronic Communications in International Contracts)
2005年にUNCITRALで採択され、同年国連

総会決議としても採択された。上記2つのモデル法が、国際的に調和した各国国内法令の形成を目的としていたのに対し、当条約は排他的管轄不在の国際契約の分野において、特に電子的コミュニケーションが利用された場合の法的確実性と商業上の予見可能性を強化するのが目的である。特に電子的環境にある取引当事者の所在地をどうやって決定するか、また電子的コミュニケーションの発信・受信の時期と場所をどう決定するか、といった事項が取り扱われている。一方、モデル法にあったような、手書き署名に対する電子的認証手段の機能的同等性(functional-equivalence)なども盛り込まれている。

条約に署名した国は15か国あり、中国や中央アフリカ共和国、パラグアイ、ロシア連邦など途上国が多いが、韓国やシンガポールも署名している。ただしいずれも批准・発効していない。

以上、UNCITRALの活動は国際的な法制度調和を目的としており、法制度が未整備な国家にとっては有用な成果として積極的に活用されている観がある。そもそも、OECDでの各種議論と異なり、UNCITRALが形成しようとする法制度の調和は特に個別商業取引形態に左右されない契約一般に関するものであるため、今後も特に当作業部会において発展的な議論が展開されるという見込みは高くないだろう。そのような状況を反映して、二国間通商交渉における電子商取引の取扱いにおいて、UNCITRALの最新議論に直接言及ないしは援用している場面は少ない。ただ歴史的に、電子署名に関する先進国の規制法がUNCITRALモデル法とある程度調和的な規定となっているという事実があるため、電子署名やその他電子認証における基本原則を既定する二国間FTAにおいては、モデル法と共通の原則、すなわち認証技術の中立性などが盛り込まれているものが散見される。日本もスイスとのEPAにおいて、国内法令としてのお互いの電子署名関連法令を担保法として、同中立性等を規定している。

(d) APEC

1997年11月に開催されたAPEC首脳会議での首脳宣言において、「21世紀へのビジョン」の中の一つとして「電子商取引はここ十年間のもっとも重要な技術的革新(breakthroughs)の一つである」とし、各国閣僚が地域内での作業計画を約束すべきだとし、そのような取組みは「産業界の主導的役割を認識し、予見性と整合性がある法ならびに規制環境を推進するものである」と謳われた。

その後、1998年には「電子商取引に関する活動青写真(APEC Blueprint for Action on Electronic Commerce)」がAPEC首脳宣言として発表された。この中では特に小規模事業者(small business)がグローバル商取引により多く参加することを円滑化する上で、電子商取引の持つ大きな潜在力を認識するとされている。また、1997年首脳宣言にもあった「産業界の主導的役割」は再度強調されており、政府と産業界との関係についても「政府規制はある程度必要であると認識されつつも、産業界の自主規制や市場での競争を基本とした解決方法が好ましい」旨言及されている。さらにOECDやUNCITRALとの協力にも言及されている。

1999年には、APEC高級実務者特別タスクフォース(Senior Official's Special Task Force)として電子商取引運営グループ(ECSG: Electronic Commerce Steering Group)が設置された。ECSGは2007年以降はAPEC貿易投資委員会(CTI: Committee on Trade and Investment)と連携することとなり、貿易投資上の課題も議論の焦点となっている。

ECSGは1999年から今日に至るまでさまざまな活動を継続してきたが、もっとも息が長く、現在も継続しているのはデータプライバシーとペーパーレス貿易である。

(i) データプライバシー

APEC加盟国間での貿易にまつわる情報流動が不必要に妨げられることを防ぐために、加盟

国で一貫した情報プライバシー保護の取組みを推進することを目的として、2005年11月のAPEC首脳会議において「APECプライバシーフレームワーク（APEC Privacy Framework）」が承認された。同枠組は規制そして政策的な視点からプライバシーの問題に各国が取組むための専門的支援（technical assistance）であるとされ、すでに個人情報保護等の法制度を布いている国における既存の国内法制との調和等は各国が任意に推進すべきだとしている。また、同枠組みはプライバシー侵害時の救済措置や、侵害に関する捜査状況の通報や強制執行に関する捜査協力や情報共有等の実運用面にも言及している。なおこの枠組みは、1980年のOECDが発表した「プライバシー保護及び個人データの国家間送受信に関するガイドライン（OECD Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data）」との基本的整合性も自ら確認している。以後、APECプライバシーフレームワークの国際的実施のために、個人情報を取り扱う組織によって作成される「クロスボーダープライバシールール（CBPRs）」の実施を目的とする文書「APECデータプライバシーパスファインダー（APEC Data Privacy Pathfinder）」が2007年にAPEC閣僚会合ならびに首脳会合で採択された。2008年から開始された本パスファインダープロジェクトでは、事業者向け自己査定ガイドライン、事業者のCBPR適合性審査基準、越境苦情取扱テンプレート等の文書の策定に向け検討が進められている。

(ii) ペーパーレス貿易

「国境を超えたペーパーレス貿易環境に向けての戦略と行動（Strategies and Actions Toward a Cross-Border Paperless Trading Environment）」の実施において、具体的にAPEC域内での貿易関連情報の電子送信を2020年までに可能にするという作業がECSGによって検討・推進されている。具体的な作業領域としては電子的な原産

地証明書、電子的インボイス、電子文書そして電子貿易ファイナンスが設定されている。

さらに、ECSGとは別の取組みとして、2005年の韓国釜山での首脳会議時の宣言によって、「地域貿易協定ならびにFTAに関するAPEC貿易円滑化モデル措置（APEC Trade Facilitation Model Measures for RTAs/FTAs）」の策定を歓迎し、2008年までに一般に受け入れられているFTAの章の中でできる限り多くのモデル措置を開発すべきとされ、加盟国が地域貿易協定ならびにFTAを交渉する際の有用な参照（useful reference）として使われるような、法的拘束力を持たない枠組の策定が推進された。これを受け、2007年のAPEC閣僚会合において電子商取引章が合意されたほか、2008年末までに15章のモデル措置が策定された。これらモデル措置はAPEC貿易投資委員会の主導のもと、加盟国が協議して制定したものである。電子商取引のモデル措置は一般原則（General Considerations）、WTO適用性（WTO Applicability）、電子的サービス提供（Electronic Supply of Services）、関税（Customs Duties）、デジタル製品の無差別待遇（Non-discriminatory Treatment of Digital Products）、電子認証とデジタル証明書（Electronic Authentication and Digital Certificates）、オンライン消費者保護（Online Consumer Protection）、ペーパーレス貿易行政（Paperless Trade Administration）、透明性（Transparency）、国内規制枠組（Domestic Regulatory Frameworks）、オンラインデータ保護（Online Data Protection）、協力（Cooperation）、そして各種定義（Definitions）から構成されている。

また、APEC高級実務者会合経済技術協力運営委員会の作業部会の一つである電気通信情報作業部会内に設置された「eセキュリティタスクグループ（eSecurity Task Group）」は、2004年12月に「（認証）管轄領域を横断する電子商

取引での使用に供しうる証明書の発行手法に関するガイドライン（Guidelines for Schemes to Issue Certificates Capable of Being Used in Cross Jurisdiction eCOMMERCE）」をまとめた。これは、同タスクフォースがすでに欧州で開発が進展していた各種公開鍵基盤（PKI: Public Key Infrastructure）技術の利用に関する手法（scheme）との相互作用を重要視し、事業者間での契約形成、オンライン購入、出荷関連書類といった分野や、政府と事業者あるいは政府と一般市民との間での通関、検疫、租税や社会保障の享受、さらには政府間での乗客や物品の移動に関する情報交換といった分野での電子商取引にPKIを利用した証明書（certificates）が使用される上で、乱立する各種技術標準を比較検討してその共通項あるいは差異を見出そうとする取組である。

以上、APECは、産業界主導、官民協力といった側面を強く打ち出している点で、WTOやUNCITRALとは大きく違った取組みを推進している。OECDとは同種の活動をしているという自己認識もあり、そのことは「APECプライバシーフレームワーク」でも明記されている。一方でモデル措置を制定したり、政府による貿易課題を取り上げたりと、OECDとは異なり実質的な政策推進にも踏み込んでいる。ある意味総合的な議論の場だと言えるが、インドや西ヨーロッパ諸国を含んでいないということで、WTOよりも政策的機微性の障害が低いために議論が進みやすいという面も否定し得ないだろう。その点で、OECDとの協調はAPECという地域を超えたグローバルな見解の反映を可能にしており意義が深い。それでもやはり、モデル措置に盛り込まれたWTO適用性の原則にもあるように、貿易ルール形成はあくまでWTOが主導的であるべきという立場は崩されていない。

このようにAPECが世界各地域の中でも最も電子商取引に関する実質的な議論が進展している場である理由は、APECそのものよりも主導的加盟

国、具体的に米国・豪州の二国の存在とその積極的な取組みが大きいと思われる。両国は二国間通商交渉で電子商取引に関する規律の制定を推進しており、実際にAPEC域内各国との二国間FTAで電子商取引章を設置しており、時系列的にはその成果がAPECモデル措置に反映されている形となっている。

APECは議論の場そのものというよりも、民間の先進的取組みと各国政府による貿易上の取組みそれぞれの最適慣行（best practice）を持ち寄り、共有し、官民それぞれがまた個別取組みに還元していく上での媒介の役割を果たしていると表現するのがふさわしいと思われる。

（2）法的規律一般

（1）①で述べたように、近年、特に米国や豪州が主導する形で、二国間FTAにおいて実効的な法的規律を既定する例が増えてきており、我が国もまた、具体的にスイスとのEPAにおいて法的規律を設定した。しかし、（1）②で述べたように、これら規律は協定当事国ごとに異なる貿易実体や政策背景を反映する形で、協定毎に多くの差異変容が認められる。よって、協定毎の個別規律の記述に入る前に、まずそれらの差異変容を比較検討して、共通項と変移部分を整理したものを下記し、個別協定の内容を総合的に理解する一助とした。これら一般化した規律の構成は、まず①規律の適用範囲と②他規律との調整規定があり、それに沿って実体規律である③デジタル製品無差別待遇、④電子的に転送されるサービスの無差別待遇、⑤電子商取引市場アクセス、⑥関税、⑦国内規制、⑧電子署名と認証サービス、⑨ペーパーレス貿易行政、⑩オンライン消費者保護、⑪民間の参画が規定される。また、協力という形で、電子商取引に特化した両国での協力事項が設定される場合もある。

①適用範囲（scope）

「（1）②電子商取引の定義ならびに概念」でも述

べたように、電子商取引という概念の外縁が定かでないため、各法的規律がどういう対象にどのように及ぶのが常に議論となる。二国間協定における電子商取引章では、主に以下3つの方式で適用範囲を設定している。

(a) 適用範囲を明記せず、電子的サービス提供 (electronic supply of services) の位置づけのみを確認

(1)②(a)技術中立性の(ii)で述べたように「提供にまつわる技術的手法の違いに対し、サービス貿易規律は中立的であるべき」という原則がある。裏を返せば、たとえば直接会って法律相談サービスを提供する場合と、オンラインでメールやビデオ会議を利用して遠隔地での法律相談サービスを提供する場合とを比較したときに、そこにはサービス提供手段の技術的差異があるのみで、サービス貿易規律はこの二種類のサービス提供形態を差別するべきではない、ということになる。この原則を実体規定に反映させると、すなわち電子的手段でのサービス提供もその他手段でのサービス提供もともに等しくサービス貿易規律の適用を受けるということになる。本来ならそれはサービス貿易規律の適用範囲議論であるが、電子商取引規律の側からもそのことを確認 (affirm) する規定を設けている例が二国間協定において多い。ただし、これは電子商取引規律の適用範囲について文辞上何も予断していないことに加え、たとえばオンライン消費者保護といった実体規定との関係を考えてみたときに、電子的な法律相談サービスにはオンライン消費者保護が適用されないと解釈するのは余りにも不自然である。よってこのような規定は、電子的に提供されるサービスも含め、電子商取引規律は遍く全ての対象に重複的に適用されると解釈することを原理的には妨げないと思われる。

(b) (a)に加え、適用除外事項を明記

(a)の解釈が「遍く全ての対象に重複的に適用」となることを妨げないことに関して、二国間協定では片方あるいは双方が機微事項だと認定した

ものを適用除外にしているケースがある。除外の方式は電子商取引全ての規律を対象とする意味で章全体からの除外としている場合と、実体規律個別に除外している場合とがある。除外されるものの例としては、内国税、補助金や政府調達、放送や音響映像サービス、GATTやGATSでいうところの一般例外や安全保障例外措置、それに投資サービスにおける規律非整合措置 (いわゆる「留保」措置) (non-conforming measures) などがある。

(c) 適用範囲を明記の上、個別除外事項を明記

「この章は締約国による電子商取引に影響する措置に適用する」といった形で適用範囲を明記の上、(b)で述べたような個別適用除外事項を明記する方式。日本がスイスとのEPAで採用した方式であり、今のところほかに類を見ない。「電子商取引」という用語が定義されていない状況は変わりないため、実質(b)と同じ効果を持つ。

なお、上記それぞれとは別に、「WTO合意/規律の適用 (the applicability of the WTO Rules/Agreement)」を確認しているものが多い。これはあくまで「確認 (affirm/recognize)」規定であって適用範囲を画定するような法的効力はなく、かつWTOの既成貿易ルールや合意事項で電子商取引に包括的に関係しかつ法的実行力を持つものはまだ存在しない中、具体的にどういう合意/規律の内容を確認しているのか不明だが、まず電子商取引を用いた物品やサービスの貿易については、(1)②(a)技術中立性のところで述べたように既存貿易枠組との関係が議論されており、その限りにおいて当確認規定は、具体的な適用範囲は一切明示されていないものの、電子商取引において特に既存貿易枠組としてのWTO管轄との重複が認められうる部分については、少なくともWTO合意/規律が排他的に非適用となることはない旨を留保していると解釈しうる。さらに、将来WTOで包括的に電子商取引に関係する枠組の議論が進展したときに備えて、WTO議論の結果を尊重するという意思表示でもあると解釈し得る。日スイスEPAではこの確認規定を設けていない。

②他規律との調整規定

適用範囲の設定方法に関して、他規律との重複適用を前提としている場合、規律が非整合に働く場合の調整規定が必要となる。このような場合は「非整合の範囲内で規律不適用 (... do not apply to the extent of inconsistency with ...)」という形式で規定されるのが一般的である。具体的にこのような調整規定の対象となっている例は、米豪FTAにおいて知的財産に関する規律との間で設定されているものと、日スイスEPAで物品貿易規律、サービス貿易規律、投資規律そして知的財産規律との間で設定されているものがあるのみである。協定締約国の具体的な懸念事項は適用範囲例外の形で個別に手当されているという前提から見れば、この調整規定は、貿易に関する実質的な懸念を手当しているというよりも、少なくとも協定規律運用をめぐる紛争になった際の解釈を提供していると評価しうる。

③デジタル製品無差別待遇

WTOでのデジタルコンテンツ分類論が膠着しているため、米国が二国間通商交渉で実体規定の先例を設定している。まずデジタルコンテンツを「デジタル製品 (Digital Products)」として定義し、それに対する内国民待遇と最恵国待遇を設定している。

(a) デジタル製品の定義

そもそもWTOでもサービスかモノかと議論が紛糾していることもあり、国際的に一致した定義は存在しない。しかし、時系列的に一番最初にこの定義を設定した米星FTAでの定義内容が、以後ほとんどの二国間協定の定義に援用されている。「デジタル製品とはコンピュータープログラム、文章 (text)、動画 (video)、静止画 (images)、音声録音 (sound recordings) そしてその他の製品で、デジタル符号化がなされているもの」というのが共通定義だが、特に米国が締結した多くのFTAにおいてこのような製品の形態を「電子的に転送されるものであるか、運搬用媒

体 (carrier medium) に固定されたものであるかを問わない」としている。運搬用媒体とはたとえばCompact Disc (CD) やDigital Versatile Disc (DVD) 等を含んでおり、要するにこれまで物品として貿易されていた映像作品やソフトウェアなどもデジタル製品に含まれるとしている。一方、米チリFTAや日スイスEPAでは運搬用媒体に固定されたものは定義に含んでおらず、電子的に転送されるもののみが「デジタル製品」であると定義している。

この違いは、(1)②(a)技術中立性の(iii)で述べた「媒体の種類や転送手段といった技術的手法の違いに対し、貿易規律は中立的であるべき」という考え方を、実体規定との関係でどう表現するかという姿勢の違いに立脚していると考えられる。米国が締結したFTAでは、形態を問わないという定義の方式を採用することで中立性を表現している。運搬用媒体に固定されたデジタル製品に対しては、既存の物品貿易に係るGATTの規律が確立されているため、あえて新たな貿易規律を重複適用することにより、これまでの国際法の解釈を変更する余地が生じてしまうおそれを回避して、法秩序の安定を優先させる方式を採用したのが日スイスEPAである。ここでいう具体的な物品貿易の規律とは内国民待遇等であり、その意図を明白にするために日スイスEPAでは「運搬用媒体に固定されたデジタル製品は物品貿易の規律の対象である」という補足附註を設けている。これにより、運搬用媒体に固定されたデジタル製品に対しては、物品貿易章の規律のみが適用され、電子商取引章の規律が適用されないことが明確化されるとともに、電子商取引章では、既存の貿易規律がなされていない電子的に送信されるデジタル製品に対する関税の取扱規定を創設している。

なお、米国が締結したFTAにおいては、結局WTOでの分類論の趨勢と距離を取るという姿勢から「当定義は、電子送信を通じて行われるデジタル製品の貿易がサービス貿易として整理されるのか物品貿易として整理されるのかについての締

約国の見解を反映しているものとは理解されるべきではない」といった脚注が付いているものがある。ただし、電子商取引章で扱われる不賦課の対象となる関税の定義については、物品に対して課されるものとなっており、分類論での立場にかかわらず、電子送信が物品貿易と扱われる場合のみ、関税不賦課の規定が有効となる。

(b) デジタル製品の内国民待遇

物品やサービス貿易における内国民待遇と同様の概念として、デジタル製品はその産地や製作者などの国籍によって内外差別を受けないとする規定。規定の方式にはいろいろ細かい変形があり、詳細の差異は個別二国間協定の解説部分で後述する。

(c) デジタル製品の最恵国待遇

これも物品やサービス貿易における内国民待遇と同様の概念として、デジタル製品はその産地や製作者などの国籍によって非締約国との間に差別を受けないとする規定。やはり規定の方式にはいろいろ細かい変形があり、詳細の差異は個別二国間協定の解説部分で後述する。

④電子的に転送されるサービスの無差別待遇

日スイスEPAでのみ規定されている。(1)②(a)技術中立性の(ii)で述べた「提供にまつわる技術的手法の違いに対し、サービス貿易規律は中立的であるべき」という規定はあくまで条約で制定される各サービス貿易規律の技術中立性を保証するものであるのに対し、当規定は各締約国が取る国内での措置 (measures) が技術差別的であってはならないというところまで踏み込んだもの。実際の規定は「電子商取引に関する措置 (measures governing electronic commerce)」が電子的に転送されるサービスを差別しないという文言になっており、あくまで電子商取引に関する措置であって直接サービスに関係するかどうか不明なものであっても、それが迂回的にサービスの技術中立性を侵害する可能性を排除する側面も盛り込まれている。

⑤電子商取引市場アクセス

日スイスEPAでのみ規定されている。物品やサービス貿易での市場アクセスの概念と同様に、たとえ国籍での差別性が一切認識されない措置であっても、数量規制などは貿易歪曲効果があるとして規律されるべきであるという考えを基盤とし、電子商取引一般に関する不当な (unduly) 禁止もしくは制限をする措置の維持ならびに適用を禁止するという規定である。なお想定しうる禁止および制限例は、政府による不当な取引参加者数制限や、取引に使用される特定技術の故なき優遇もしくは排除などである。

⑥関税

(1)④で述べたように、1998年の第2回WTO閣僚会議以降関税不賦課のモラトリアムは一応現在まで継続しているが、二国間協定でそれを恒久的な法的拘束力のある規律として実体化したもの。ただし規定委細については、「デジタル製品の輸出入に関して」「内国税を除き、関税、費用その他の課徴金を」賦課しないという米国型と、WTOモラトリアムの文言を援用して「締約国は、締約国間での電子送信 (electronic transmission) に関税を賦課しないという現在の慣行を維持する」としている豪州型とがある。前者については、(2)③(a)で述べたようにそもそも米国型の「デジタル製品」定義には「運搬用媒体 (carrier medium) に固定されたもの」も含むため (除く米チリ)、単純にCDやDVDの物品貿易としての輸出入されていたソフトウェアや映像作品などについても関税不賦課を法的義務化したことになる。日スイスEPAでは、二国間貿易のみに適用される関税不賦課の恒久的な法的義務は設定されず、WTOモラトリアムを確認 (confirm) するという規定となっており、その法的義務化はあくまでWTOの枠組で両国が協働して実現されるべきだとしている。ただし、日スイスEPAにおいても、他国の既存の二国間協定同様、内国税については、不賦課の対象である関税の範囲から除外さ

れることが規定されている。

⑦国内規制

UNCITRALの「電子商取引に関するモデル法 (Model Law on Electronic Commerce)」そしてAPECでの「電子商取引に関する活動青写真 (APEC Blueprint for Action on Electronic Commerce)」で提唱された理念を結晶化したAPECモデル措置での「国内規制枠組 (Domestic Regulatory Framework)」の文言を援用し、主に豪州がAPEC域内各国とのFTAを締結した際に盛り込んでいる規定。内容は、UNCITRALの「モデル法」に基づいた国内法制枠組 (Domestic Legal Framework) 制定、産業界主導の原則を明白に打ち出した規制枠組の制定、そして何より規制の負荷 (regulatory burden) の最小化を謳ったもの。日スイスEPAでは、UNCITRALの「モデル法」の趣旨は特に援用せず、残りの原則を下記

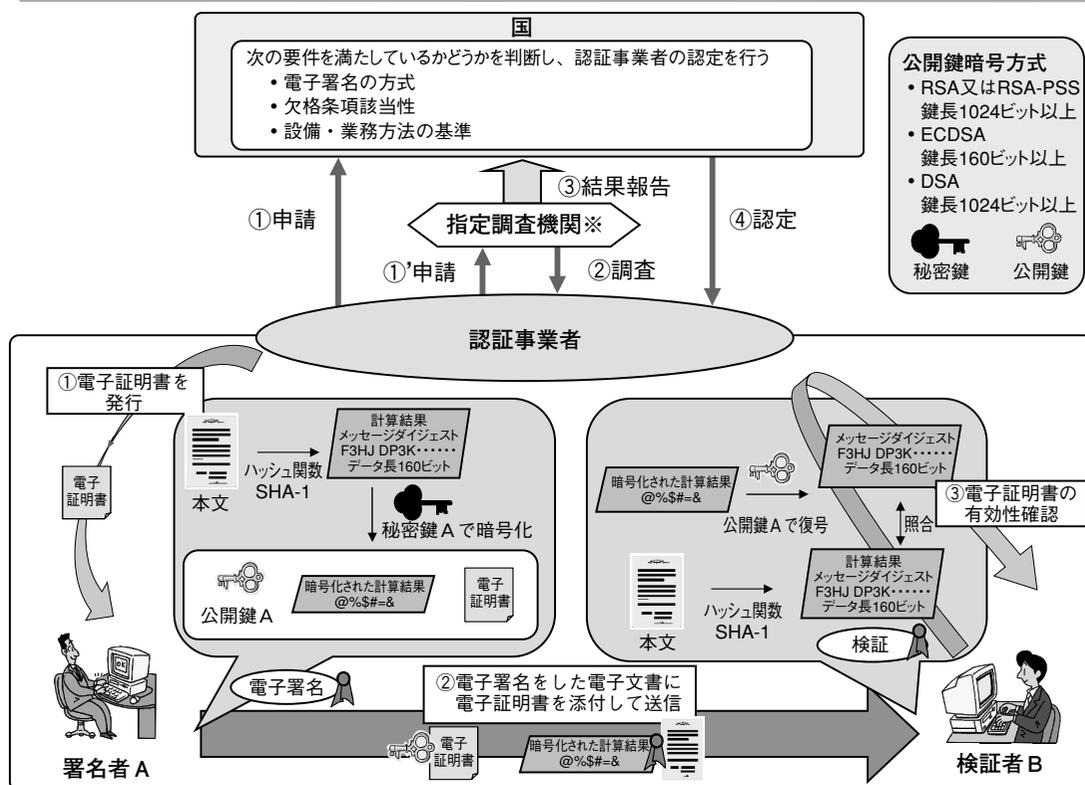
「民間の参画」条項として整理し、あらたにGATSの国内規制条項 (GATS第6条) に同種の「電子商取引に関する措置の運用は透明、客観的、理性的かつ公平なやり方で実施され、不必要に重荷となつてはいけない」という原則を打ち出している。

⑧電子署名と認証サービス (図表7-3) 参照

APECの「eセキュリティタスクグループ (eSecurity Task Group)」は、各種電子商取引での公開鍵基盤 (PKI: Public Key Infrastructure) 技術の活用を支援する方向で研究活動を行っており、それを受けて主に豪州がAPEC域内各国とのFTAを締結する際に、PKIを利用した電子証明書 (Electronic Certificate) の発行等に関する相互運用性 (interoperability) の追求や、特に政府が行政サービスに関連して発行する電子証明書については締約国相互に承認することを追及するといっ

<図表7-3> 電子署名と認証サービス

特定認証業務に対する任意の認定制度及びPKIの仕組み



た規定が盛り込まれている。また、UNCITRALの「電子署名に関するモデル法 (Model Law on Electronic Signature)」で規定された「電子署名に使用される個別の技術製品のいずれに対しても立法上の優位性を与えないという技術中立性の保証」も盛り込まれている。さらに、電子署名や電子証明書に限定せず、広い意味で電子取引に関係するあらゆる認証技術について、その選択採用は取引当事者に委ね国は介入しないという原則と、電子取引の法適合性について取引当事者が法廷で立証する機会を妨げるような立法を行わないという原則を規定している。これらの原則はAPECモデル措置にも導入されているが、米国は特にPKIの推進にはさほど熱心ではないのか、豪州との二国間貿易協定を締結するまでは一切こういった規定を設けておらず、豪州との後にペルーや韓国との間で二国間貿易協定を締結する際にも、UNCITRALの技術中立性的側面や認証にまつわる一般原則だけは残しながら、APEC的な相互運

用性などに関する規定は削除している。我が国は、日スイスEPAにおいて技術中立性的側面を規定している。

なお、日本は「電子署名及び認証業務に関する法律 (平成十二年五月三十一日法律第百二号)」において「自らが行う電子署名についてその業務を利用する者 (以下「利用者」という。) その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務」を「認証業務」と定義し (同法2条2項)、そのような業務のうちさらに一定の技術基準や設備・業務基準を満たすものについては、「主務大臣の認定を受けることができ」 (同法4条1項)、認定を受けたものを「認定認証事業者」としているが、このような認定は「外国にある事務所により」業務を行おうとする者も受けられることとしている (同法15条1項)。このような認定制度 (図表7-4) をより浸透させる目的で、我が

<図表7-4> 電子署名及び認証業務について

電子署名 (法第2条第1項)

「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(法第2条第2項 認証業務)

「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者 (以下「利用者」という。) その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。

(法第2条第3項 特定認証業務)

電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。

主務省令で定める基準 (施行規則第2条、指針第3条)

- ・RSA方式 (SHA-1) 1024bit以上
- ・RSA-PSS方式 (SHA-1) 1024bit以上
- ・ECDSA方式 (SHA-1) 160bit以上
- ・DSA方式 (SHA-1) 1024bit以上

(法第4条第1項認定)

特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

(認定の基準法第6条第1項)

- ①業務の用に供する設備の基準
- ②利用者の真偽確認の方法
- ③その他の業務の方法 (業務規程の策定、利用者への説明等)

認証業務

技術的基準をクリア

特定認証業務

設備・業務方法の
基準をクリア

特定認証業務

(法第4条第1項の認定を受けた認証業務)

国は、過去にシンガポールと、そしてスイスとの間で両国の認定制度に関する委細の議論を行った。詳細は後述するが、シンガポールの場合は日シンガポールEPAに付随する実施取極(Implementing Agreement)の中で、スイスの場合は日スイスEPAにおける当条項の中で、認定制度に関する両国の協力にまつわる規定を盛り込んでいる。

⑨ペーパーレス貿易行政

APECで議論されていた内容のうち、主要原則を抽出する形で規定したもの。豪州が主導で制定し、APECモデル措置にも反映されている。たとえば原産地証明書から通関・検疫・入国関連書類まで、貿易行政に関する書類(trade administration documents)を電子的書式で公的に利用可能な状態とすること、また政府はメールなど電子的に提出された貿易行政書類について、それが紙ベースの書類として提出されたものと法的に同等であるとして受領すること、を規定している。ただし協定ごとにこれら規定の法的拘束力の強弱があり、強いものは義務規定としているが、その際には例外事項が設定しており、既存の国内法および国際法上の要請がある場合や、電子化がかえって貿易行政の効率を落とすような場合にはこれら義務は適用されないとしている。

なお、税関制度の調和・統一を推進し、関税行政の国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的として設立された世界税関機構(WCO: World Customs Organization。前身は1952年設立のCCC: Customs Cooperation Councilで、1994年からWCOと改称。現在171か国が参加)において、輸出入に係する税関当局間での情報交換を円滑に行うために貿易関連情報要求の調和と標準化を標榜して2005年に「WCO税関データモデル(WCO Customs Data Model)」が完成している。これまでのところ、世界で唯一日本のみがカナダ向け輸出に対し導入済(2005年12月)である。このデータモデルは、EDI(電子データ交

換)の利活用における国際技術標準としてUN/EDIFACT(United Nations Electronic Data Interchange for Administrations, Commerce and Transport)やXML(eXtensible Mark-up Language)なども推奨しており、個別の技術標準については国連やISOなどでの議論もまた「貿易行政書類」の在り方に影響する可能性が高い。また、2001年9月の同時多発テロ以降、貿易安全保障への認識が高まり、WCOでも2005年に「国際貿易の安全確保および円滑化のための基準の枠組(WCO Framework of Standards to Secure and Facilitate Global Trade)」が採択され、貿易安全保障と貿易円滑化の両立のための標準策定の必要性が提唱されている中、貿易行政書類の電子化にとどまらず、貿易行政システムそのものにおける高度情報技術の利活用のための国家間協力そして制度調和は高まっている。

なお、日本は電子商取引という枠組ではなく、税関手続(Customs Procedure)や貿易円滑化のための税関当局の協力という形で、広く税関にまつわる規律を設定している。これは米国や豪州なども同様で、FTAにおいては標準的に税関手続章(Chapter on Customs Procedures)が存在しており、ペーパーレス貿易はその中でも取り扱われている。WCOに関する議論や技術標準等も、電子商取引に特化せず、広く従来の物品貿易も含む税関手続での議論事項の一つとして位置づけられている。

⑩オンライン消費者保護

OECDでの電子商取引議論では、そのきっかけとなった1998年の「OECD電子商取引行動計画(OECD Action Plan for Electronic Commerce)」から一貫して「ユーザーそして消費者の信頼構築」をうたっており、その原則は1999年の「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン(The OECD Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce)」にも引き継がれている。ガイドラインにある諸原則の中でも、

特に各国が消費者保護に関する措置採用・維持を行う際にはそれが透明で効果的でなくてはならないという原則を取り上げているのが当規定である。協定によっては、さらに各国消費者保護団体間での協力を謳っているものもある。(電子署名と認定サービスなどと同じように豪州が主唱者である。

なお、日スイスEPAにおいては、当規定にプライバシー保護の規定も盛り込んでいるが、他国のFTAにおいては別条項として規定されているのが通常である。プライバシーに関しては、2005年の「APECプライバシーフレームワーク(APEC Privacy Framework)」と、それに先立つ1980年の「プライバシー保護及び個人データの国家間送受信に関するガイドライン(OECD Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data)」とが主要2文書であり、二国間協定での主要規定は保護の必要性の提唱と国際標準等への考慮にある。

⑪ 民間の参画

(2)⑦国内規制で述べたように、本来は豪州がAPECモデル措置での「国内規制枠組(Domestic Regulatory Framework)」にある産業界主導の原則を二国間協定に援用していた部分を整理の上別条項立てにしたもので、日スイスEPAだけに存在する。なおAPECモデル措置では「協力」として整理されていた民間の自主規制を推奨するという規定も当条項内に整理されている。

⑫ 協力

電子商取引に関する規定として個別に設定されている例は少ない。APECモデル措置で明白に提示されており、そこにはAPECでの「電子商取引に関する活動青写真(APEC Blueprint for Action on Electronic Commerce)」にある中小事業者の電子商取引利用促進や、各種先進技術や商慣習に関する情報共有、そして国際的フォーラムなどでの議論に積極的に参加するなどの原則が謳われている。

(3) 二国間協定で具体的に規定されている内容 (図表7-5) 参照

① 他国 (署名時順)

(a) 豪シンガポールFTA

(2003年2月署名、2003年7月発効)

協定内第14章が電子商取引章で、条文構成は前文、目的と定義(1条)、透明性(2条)、関税(3条)、国内規制枠組(4条)、電子認証と電子署名(5条)、オンライン消費者保護(6条)、オンライン個人データ保護(7条)、ペーパーレス貿易(8条)、例外(9条)、紛争解決規定の不適用(10条)からなっており、デジタル製品関連規定、サービスの無差別待遇、市場アクセスと協力規定以外の主要規定はほぼ盛り込まれている。透明性については、GATSの同種条項(3条)からサービス貿易委員会への通報と問い合わせ窓口(enquiry point)の設置に関する規定を除いた内容となっている。関税不賦課慣行維持は法的義務として設定されているが、規定上はあくまで「二国間での電子送信に関して(on electronic transmissions between Australia and Singapore)」となっている。関税の定義については、物品貿易章の中で規定されており、電子商取引章の第1条において「同章の関税は物品貿易商の定義と同じ意味である」と規定されている。関税の範囲から内国税は除くとともに、関税は物品に対して課されるものとなっている。他章との調整規定は特段設定されていないが、例外条項において、サービス貿易章の一般例外ならびに安全保障例外規定が当章にも適用されると規定されている。紛争解決の不適用は、特に法的義務規定となっているもののうち、国内規制枠組(「民間の参画(2)⑪」の要素も含む)、電子認証と電子署名、オンライン消費者保護、オンライン個人データ保護が指定されている。

各規定の内容については、(2)法的規律一般で詳述した内容からの大きな逸脱はないが、特記すべき点としては、まず適用範囲に係する文言は「WTO規律の適用(the applicability of relevant

WTO rules)」しか存在しない点と、オンライン消費者保護規定においてOECDの「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン (The OECD Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce)」からの援用がなく、「電子以外の形態の商取引における消費者保護と、少なくとも同等な保護を電子商取引でも提供する努力義務」の規定だけがある点である。

(b) 米シンガポールFTA

(2003年5月署名、2004年1月発効)

協定内第14章が電子商取引章で、条文構成は総則(14条1項)、電子的サービス提供(14条2項)、デジタル製品(14条3項)そして定義(14条4項)となっている。

適用範囲に関する文言は14条1項および2項で規定され、上記(2)①(b)で詳述した内容となっている。ただし2項にいう「電子的」には定義があり「コンピューター処理を利用するもの」となっているが、この定義が一般用法としての「電子的」に対して意味を狭めているのか広めているのかは不明である。また、当章内に規定されているわけではないが、総則最終章の一般例外(21条1項パラ2)でGATSの一般例外条項(14条)が電子商取引章の規定にも適用されると規定されている。なお、GATSの例外条項を電子商取引に援用することが「デジタル製品がモノかサービスかの分類には予断を与えない」という脚注が付されている。個別規律の中で設定されている事項としては、具体的にはデジタル製品無差別待遇規律(14条3項パラ3/4)に関して、14条3項パラ5で越境サービス章・金融章・投資章で設定されている非整合措置(いわゆる留保措置)にはこの規律が及ばないとしている。また、特に放送サービスに関して14条3項全体(関税不賦課とデジタル製品無差別待遇)が及ばないとも規定されている(14条3項パラ6)。また、他章にも規定が設定されており、具体的には金融章の例外(10条10項パラ1/2)であり、電子商取引章の規定が金融プルデンシャル

措置には及ばないとしている。他章との調整規定は特段存在しない。

デジタル製品無差別待遇規律は、14条3項のパラ3/4に設定されている。デジタル製品の定義は、「電子的に転送されるものであるか、運搬用媒体(carrier medium)に固定されたものであるかを問わない」としている。規律で特徴的なのは、特に内国民待遇(パラ3)について、GATTやGATSの内国民待遇規定のように、まず差別対象となる製品やサービスもしくはサービス提供者をまず国籍で二分し、それを基準として「同種(like)」の産品同士での差別状態を規律するのではなく、「ある」デジタル製品(some digital products)を「その他」同種デジタル製品(other like digital products)との間で、ある特定の根拠を以て(on the basis)差別してはいけないという規定になっている点である。特定の根拠として、「ある」デジタル製品のが自国領土外で制作されたものであったり、また当該デジタル製品の開発者や著者(author)が他方締約国もしくは第三国の人(person)であった場合、などといった事項が限定的に列挙されている。なお、特定の根拠についてはさらに明白に保護主義を排除するような規定が追加的になされている(同パラ(b))。一方、最恵国待遇規律の方(パラ4)では、列挙事項はほぼ同一だが、「ある」「その他」といった区別ではなく、直接列挙条件に該当するデジタル製品に関して、領域もしくは人の国籍という基準で「同種」のものを差別してはいけないという規定になっている。

サービスの無差別待遇や市場アクセスの規律はなく、関税不賦課は14条3項内のパラ1/2で規定されている。パラ1の規定は上記(2)⑥で述べた米国型であり、「デジタル製品の輸出入に関して」「内国税を除き、関税、費用その他の課徴金を」賦課しないという規定となっている。ただし「デジタル製品の輸出入」について、「電子送信(electronic transmission)」を介するもののみが恒久的関税不賦課規定の対象となっている(パラ

1)。一方、「運搬用媒体 (carrier medium) に固定された」形で輸入されるデジタル製品については、「課税価額 (customs value) は、運搬用媒体だけでのコストもしくは価値によって決定され、運搬用媒体に記録されているデジタル製品のコストや価値には関係がない」と規定されている (パラ2)。ちなみに、この関税評価方法については、1994年のGATT 7条 (関税評価) の実施に関する協定の解釈等に関するWTO決定⁶でも参照されている。

(c) 米チリFTA(2003年6月署名、2004年1月発効)

協定内第15章が電子商取引章で、条文構成は一般規定 (15条1項)、電子的サービス提供 (15条2項)、デジタル製品への関税 (15条3項)、デジタル製品無差別 (15条4項)、協力 (15条5項)、そして定義 (15条6項) となっている。

適用範囲に関する文言は15条1項および2項で規定され、上記(2)①(b)で詳述した内容となっている。ただし、米シンガポール同様に2項にいう「電子的」には定義があり「コンピューター処理を利用するもの」となっている上、「この章のいかなる規定も、電子的サービス提供もしくはそのようなサービスに関係したコンテンツの電子的転送に関し義務を課すものではない」という但し書きが付いている。また、当章内に規定されているわけではないが、例外章の一般例外 (23条1項パラ2) でGATSの一般例外条項 (14条) が電子商取引章の規定にも適用されると規定されている。これまた米シンガポール同様に、GATSの例外条項を電子商取引に援用することが「デジタル製品がモノかサービスかの分類には予断を与えない」という脚注が付されている。個別規律の中で設定されている事項は米シンガポールと異なり存在せず、15条1項パラ3でまとめて協定内他章もしくは附属書にある関連する規定、例外、非整合措置

を除外している。一方、米シンガポール同様、金融章の例外 (12条10項パラ1/2) に電子商取引章の規定が金融プルデンシャル措置には及ばないとしている。他章との調整規定は特段存在しない。

デジタル製品無差別待遇規律は、15条4項に設定されている。まず「デジタル製品」の定義が米シンガポールと大きく異なり、運搬用媒体 (carrier medium) に固定されたものは定義から除外されている。同時に定義において、分類論に関して国内法上の扱いやWTO議論との距離を置く脚注が付されている。規律の内容については米シンガポール同様、特に内国民待遇 (パラ1) について、「ある」デジタル製品 (a digital products) を「その他」同種のデジタル製品 (other like digital products) との間で、ある特定の根拠を以て (on the basis) 差別してはいけないという規定になっている点が特徴的である。特定の根拠として列挙されている事項は米シンガポールと同じだが、列挙事項の適用について脚注があり、どれか一つの要素でも認定されれば、それ以外の列挙要素で認定されないものがあっても、内国民待遇は適用されるとしている。たとえば、「ある」デジタル製品が自国領土外で制作されたものでさえあれば、その著者 (author) が自国の人 (person) であっても内国民待遇が適用されることとなる。なお米シンガポールと異なり、保護主義を排除するような規定は設けられていない。一方、最恵国待遇規律の方 (パラ2) は米シンガポールと実体内容は全く同じ規定となっており、直接列挙条件に該当するデジタル製品に関して、領域もしくは人の国籍という基準で「同種」のものを差別してはいけないという規定になっている。また15条4項パラ3では、協定発効後1年以内はパラ1/2の規律に非整合な現行措置を維持できるとし、また1年後の時点で、その措置が与える待遇が発効時よりも悪化していなければ、附属書

6 G/VAL/5。なお内容は1984年東京ラウンドでの採択 (VAL/M/10) された関税評価委員会の決定 (VAL/8) を引き継いでいるもの。

(Annex 15.4) にそのような措置を記入することで、それ以降も同措置を維持できるとしている。ただしそのような措置は、パラ1/2の規律への整合性をより悪化させるような方向への改正はできないとしている。

サービスの無差別待遇や市場アクセスの規律はなく、関税不賦課は15条3項で規定されている。当規定は上記(2)⑥で述べた米国型ではあるが、そもそも「デジタル製品」定義に運搬用媒体に固定されたものを含んでいない。規定はシンプルに「他方締約国のデジタル製品には関税を賦課しない」となっており、関税以外の費用に関しては規定されていない。なお、内国税に関しては米シンガポール同様に規律の対象外であり、それは15条1項パラ2で規定されている。

協力(15条5項)は、APECモデル措置と全く同じ内容となっている(ただし時系列としては当協定が先に締結されているため、影響の順序は逆である)。すなわち中小企業の課題解決支援、サイバーセキュリティなど先進技術分野における情報・経験共有、越境情報流動の維持、民間の自主規制等の推奨、そして各種国際機関等での協調議論である。

(d) 米豪FTA(2004年5月署名、2005年1月発効)

協定内第16章が電子商取引章で、条文構成は総則(16条1項)、電子的サービス提供(16条2項)、関税(16条3項)、デジタル製品無差別(16条4項)、認証とデジタル証明書(16条5項)、オンライン消費者保護(16条6項)、ペーパーレス貿易(16条7項)、そして定義(16条8項)からなっている。

適用範囲に関する文言は16条1項および2項で規定され、上記(2)①(b)で詳述した内容となっている。ただし、米シンガポール・米チリと異なり、2項にいう「電子的」には定義がなく、「電子的に伝達(delivered)もしくは実行(performed)されたサービス提供」に関する規定となっている。また、当章内に規定されているわけではないが、米シンガポール・米チリ同様に例外章の一般例外

(22条1項パラ2)でGATSの一般例外条項(14条)が電子商取引章の規定にも適用されると規定されているが、米シンガポール・米チリと異なり、「デジタル製品がモノかサービスかの分類には予断を与えない」という脚注はここでは付されていない。個別規律の中で設定されている事項としては、具体的にはデジタル製品無差別待遇規律(16条4項パラ1/2)に関して、16条4項パラ3で越境サービス章・金融章・投資章で設定されている非整合措置(いわゆる留保措置)にはこの規律が及ばないとしており(サブパラ(a))、さらに補助金や政府権限の発動としてのサービス(いわゆる行政サービスを含む)にも及ばず(サブパラ(c)/(d))、また特に放送サービスならびに音響映像サービスに関しても及ばないとしている(パラ4)。一方、米シンガポール・米チリ同様、金融章の例外(13条10項パラ1/2)に電子商取引章の規定が金融プルデンシャル措置には及ばないとしている。

他章との調整規定は、個別規律の中で規定されている。具体的にはデジタル製品無差別待遇規律(16条4項パラ1/2)に関して、「知的財産章(17章)と非整合の範囲内において」適用が及ばないとしている(16条4項パラ3(c))。

デジタル製品無差別待遇規律は、16条4項のパラ1/2に設定されている。デジタル製品の定義含め、基本は米シンガポールと同じ内容であり、特に内国民待遇(パラ1)に関する各種特徴(「ある特定の根拠を以て(on the basis)差別してはいけない」という規定である点や、保護主義を排除するような規定がある点など)も同じである。一方、最恵国待遇規律の方(パラ2)は米シンガポール・米チリと実体内容は全く同じ規定となっており、直接列挙条件に該当するデジタル製品に関して、領域もしくは人の国籍という基準で「同種」のものを差別してはいけないという規定になっている。ただ「TRIPS協定4条の下での締約国の権利義務には影響しない」という附註が付いている。ちなみにTRIPS協定4条は同協定上MFN

譲許 (exemption) に関する規定である。なおデジタル製品の定義には「デジタル製品がモノかサービスかの分類には予断を与えない」という脚注がある一方で、「デジタル製品はモノの構成部分 (component) であり得るし、サービスの提供にも用いられ得るし、また単体でも存在しうる」という脚注も挿入されている。

サービスの無差別待遇や市場アクセスの規律はなく、関税不賦課は16条3項で規定されている。内容は上記(2)⑥で述べた米国型であり、米シンガポール同様に「デジタル製品の輸出入に関して」「内国税を除き、関税、費用及びその他の課徴金を」賦課しないという規定となっている。米シンガポールと異なるのは、この不賦課が「電子的に送信された (transmitted electronically)」ものか、「運搬用媒体 (carrier medium) に固定された」形で輸入されるものかを区別せず、ひとしくデジタル製品として関税不賦課を義務化している点にある。不賦課の対象となる関税の定義は総則章において規定され、物品貿易章だけでなく電子商取引章にも適用されることとなっているところ、関税の範囲から内国税は除くとともに、関税は物品に対して課されるものとなっている。

国内規制に相当する条項は規定されていない。

認証とデジタル証明書 (16条5項) については、豪シンガポールとほぼ同じ内容となっている。ただ対象が電子署名でなく、電子署名以外にも一般的に使用されるデジタル証明書 (digital certificate) に関する規定となっているため、豪シンガポールよりもその規定の及ぶ範囲は広い。

オンライン消費者保護 (16条6項) については、上記(2)⑩で述べたように、OECDの「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン (The OECD Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce)」からの援用された原則 (消費者保護に関する措置の透明性・効果の保証) が規定されている。

ペーパーレス貿易 (16条7項) は上記(2)⑨で述べた原則が規定されている。

(e) 豪タイFTA

(2004年7月署名、2005年1月発効)

協定内第11章が電子商取引章で、条文構成は目的と定義 (1101条)、関税 (1102条)、国内規制枠組 (1103条。「民間の参画(2)⑪」の要素も含む)、電子認証とデジタル証明書 (1104条)、オンライン消費者保護 (1105条)、オンライン個人データ保護 (1106条)、ペーパーレス貿易 (1107条)、協力 (1108条)、紛争解決規定の不適用 (1109条) からなっている。米豪で盛り込まれていたデジタル製品関連規定はない。

豪シンガポールと重複する規定に関しては、基本的に豪シンガポールと似た内容となっている。異なる点としては、まず電子認証とデジタル証明書 (1104条) が、実質的な内容は豪シンガポールと同じだが、米豪同様に電子署名の代わりにデジタル証明書が対象となっており、豪シンガポールよりもその規定の及ぶ範囲は広い。次にペーパーレス貿易 (1107条) においては、貿易行政書類 (trade administration documents) を電子的書式で公的に利用可能な状態とするという規定が削除されている。

豪シンガポールにはない協力 (1108条) では、電子商取引の発展に向けた研究・訓練活動における協力が提唱されている。紛争解決の不適用は、関税 (1102条) 以外はすべて当章の規定は全て不適用となっている。

(f) タイニュージーランド緊密経済連携協定

(2005年4月署名、2005年7月発効)

協定内第10章が電子商取引章で、条文構成は目的と定義 (10条1項)、関税 (10条2項)、国内規制枠組 (10条3項。「民間の参画(2)⑪」の要素も含む)、オンライン消費者保護 (10条4項)、オンライン個人データ保護 (10条5項)、ペーパーレス貿易 (10条6項)、協力 (10条7項)、紛争解決規定の不適用 (10条8項) からなっている。

電子認証とデジタル証明書に関する規定がない以外は、条項内容含め豪タイの内容と同一である。

(g) インドシンガポール包括経済連携協定
(2005年6月署名、2005年8月発効)

協定内第10章が電子商取引章で、条文構成は総則(10条1項)、定義(10条2項)、電子的サービス提供(10条3項)、デジタル製品(10条4項)、例外(10条5項)そして透明性(10条6項)となっている。

実質的な内容は、ほぼ米シンガポールの内容と同一である。なお関税不賦課はデジタル製品(10条4項)のpara1/2で規定されており、内容は米シンガポールと同一である。

相違点は、まず透明性規定の存在があるが、内容はGATSの同種条項(3条)のpara1/2(電子商取引に関する一般適用の法・規制・措置の公表・公開)と同じである。

次に、デジタル製品に関する規律(10条4項para3)で、最恵国待遇が規定されていない。さらに内国民待遇についても、米シンガポールと異なり、「ある(some)」「その他」といった区別の中である特定の根拠を以て(on the basis)デジタル製品の差別性を判断するのではなく、直接列挙される条件に該当するデジタル製品に関して、領域もしくは人の国籍という基準で「同種(like)」のものを差別してはいけないという規定になっている(米シンガポールでも、最恵国待遇規律についてはこのような規定方法になっている)。なお列挙事項に関しては米シンガポールとほぼ同一だが、唯一「(領域内で)転送された(transmitted)」という条件について、米シンガポールにはあったものをインドシンガポールでは削除している。また、米シンガポールにはなかったものとして、待遇(treatment)の内容をより明白にするために、これら差別待遇は「デジタル製品に関係する各種行為(契約、販売代理、創作、発行、制作、蓄積、流通、マーケティング、販売、購入、配達もしくは使用)に影響するあらゆる措置(measure)」に関するものだと規定している。また列挙事項は限定的ではなく、条文中列挙されていない事項についても「自国のデジタル製品に保護を与えたり、

他方締約国のデジタル製品の貿易に対する隠された制限としての効果が認められるような」事項に関して差別的な待遇を与えてはいけないとされている(10条4項para4)。

最後に例外については、政府調達には当章規律全て適用されないとされている点が米シンガポールと異なる。それ以外は一般例外や安全保障例外、さらに他章での非整合措置(留保)、放送サービスに関して、当章全規律に対する例外とされている(米シンガポールでは、デジタル製品に関する個別規律の中での例外とされていた)。なお放送サービスの記述について、米シンガポールでは抽象的な表現ではっきりと放送(broadcasting)とは書かれていないが、インドシンガポールでは「放送、ウェブキャスト、ケーブル放送そしてビデオオンデマンド」と明記されている。

(h) 韓シンガポールFTA

(2005年8月署名、2006年3月発効)

協定内第14章が電子商取引章で、条文構成は定義(14条1項)、適用範囲(14条2項)、電子的サービス提供(14条3項)、デジタル製品(14条4項)となっている。

適用範囲(scope)という条項についてはいるが、実質米シンガポールにおける総則の内容に放送サービスの除外を加えたものであり、それ以外はほぼ米シンガポールと同じ内容である。大きな違いは、デジタル製品の規律(14条4項para3/4)に最恵国待遇がないことである。

なお、同協定署名後に関税不賦課(14条4項para1/2)について「WTO閣僚宣言の内容に変化があったときは、両締約国は当条項について協議(review)する」というサイドレターが交換されている。

(i) 米ペルーTPA

(2006年4月署名、2009年2月発効)

協定内第15章が電子商取引章で、条文構成は一般規定(15条1項)、電子的サービス提供(15条2項)、デジタル製品(15条3項)、透明性(15条

4項)、消費者保護(15条5項)、認証(15条6項)、ペーパーレス貿易行政(15条7項)、そして定義(15条8項)となっている。米豪・米シンガポール・米チリ同様、金融章の例外(12条10項パラ1/2)に電子商取引章の規定が金融プルデンシャル措置には及ばないとしており、また、当章内に規定されているわけではないが、米豪・米シンガポール・米チリ同様に例外章の一般例外(22条1項パラ2)でGATSの一般例外条項(14条)が電子商取引章の規定にも適用されると規定されているが、米シンガポール・米チリ同様「デジタル製品がモノかサービスかの分類には予断を与えない」という脚注が付されている。

規律内容は、基本的に米シンガポールを文言レベルでの原型としつつ、いくつかの追加規定ならびに米豪で新たに規定された内容のいくつかを取り込む形となっている。以下、米シンガポールとの違いを記述する。

まず適用範囲に関する文言は15条1項および2項で規定され、上記(2)①(b)で詳述した内容となっているが、特に2項の内容は米シンガポール・米チリと異なり米豪類似の文言を採用しており、「電子的に伝達(delivered)もしくは実行(performed)されたサービス提供」に関する規定となっている。

また、米シンガポールで関税不賦課とデジタル製品無差別待遇に対して放送サービス例外が規定されていたが、米チリ同様当協定にはそのような規定はなくなっている。なお、関税不賦課そしてデジタル製品無差別待遇規定自体は米シンガポールと文言レベルで同一の内容となっている。

米シンガポール・米チリ・米豪のどの協定にもない規定として、透明性規定があるが、文言はインドシンガポールのものに類似であり、GATSの同種条項(3条)のパラ1/2(電子商取引に関する一般適用の法・規制・措置の公表・公開)と同じである。

消費者保護規定は米豪と同じ文言(措置の透明性・効果の保証)に加え、以後APECモデル措置

や米韓で追加された「越境電子商取引に関係して活動する双方締約国の国民消費者保護当局(national consumer protection agencies)間の協力の重要性認識」が規定されている。

認証規定は米シンガポール・米チリになく、米豪の「認証とデジタル証明書」規定から文言レベルで援用されているが、デジタル証明書の相互承認に関する規定部分のみ削除されている。

ペーパーレス貿易行政は米シンガポール・米チリにはなく、米豪から文言レベルで援用されている。

(j) 米韓FTA(2007年6月署名、未発効)

協定内第15章が電子商取引章で、条文構成は総則(15条1項)、電子的サービス提供(15条2項)、デジタル製品(15条3項)、電子認証と電子署名(15条4項)、オンライン消費者保護(15条5項)、ペーパーレス貿易(15条6項)、電子商取引のためのインターネットへのアクセスならびに使用の原則(15条7項)、越境情報流動(15条8項)、そして定義(15条9項)からなっている。米豪・米シンガポール・米チリ・米ペルー同様、金融章の例外(13条10項パラ1/2)に電子商取引章の規定が金融プルデンシャル措置には及ばないとしており、また、当章内に規定されているわけではないが、米豪・米シンガポール・米チリ・米ペルー同様に例外章の一般例外(23条1項パラ2)でGATSの一般例外条項(14条)が電子商取引章の規定にも適用されると規定されているが、米シンガポール・米チリ・米ペルー同様「デジタル製品がモノかサービスかの分類には予断を与えない」という脚注が付されている。

その他、基本的には米豪と同じ内容となっているが、相違点は次のとおりである。

まず、関税不賦課についてはデジタル製品規定の一部となっている(15条3項パラ1)が、まず「電子的に送信された(transmitted electronically)」ものと「運搬用媒体(carrier medium)に固定された」ものとを区別し、前者については協定内物品貿易章で設置される委員会(Committee on

Trade in Goods) に対し「当規律運用において締約国間で分類論に関して意見の相違があった場合には」協議し解決に向けて努力するという規定が設けられており、後者については「それが原産品 (originating goods) である場合」は関税を不賦課しないという限定が付されている点、米豪の同種規定と異なっている。不賦課の対象となる関税の定義の規定の仕方は、米豪協定と同様であり、関税の範囲から内国税は除くとともに、関税は物品に対して課されるものとなっている。

次に、デジタル製品無差別待遇 (15条3項パラ2/3) について、米豪と大きく異なるのは特に内国民待遇規定 (パラ2) について「二国間貿易」という文脈が強調されている点である。まずパラ2における脚注で「締約国の、二国間貿易を促進する目的を認識しつつ」と述べられており、さらに差別根拠事項の列挙において、米豪ではそれが「自国の領域外」で制作等されたものであったりまた開発者や著者 (author) が他方締約国もしくは第三国の人 (person) であった場合とされていたのに対し、米韓では「他方締約国の領域内」そして「他方締約国の人」といった規定となっており、第三国に関する要素が規定から明示的に取り除かれている。なお、これとは別に、最恵国待遇規律自体は米豪と同じように規定されている (ただし、TRIPS協定4条に関する附註は削除されている)。

さらに、差別根拠列挙事項について、内国民待遇規律の文脈で「他方締約国」の領域で行われた行為に関する事項は米豪と比べ要素数や内容の増減はないが、自国領域内もしくは第三国領域内の文脈での列挙事項では米豪と比べ「蓄積 (stored)、転送 (transmitted)」が削除されている。また、内国民待遇に関し自国民に関する規定からは「流通業者 (distributor)」が削除され、代わりに「所有者 (owner)」が追加されている。

さらにデジタル製品無差別待遇に関する個別除外事項に関して、米豪と異なり、補助金と政府権限の発動としてのサービスについては内国民待遇だけの除外となっている (パラ5)。またセクタ

限定の除外についても、放送だけで音響映像は含まれていない (パラ6)。ただし同パラの規定は米シンガポール・韓シンガポール同様「放送」とはっきり書かない抽象的な記述となっているため、実際の範囲重複については明白には判断できない可能性がある)。

次に、電子認証と電子署名 (15条4項) について、まず電子署名に関し「署名が電子形体を取っているだけという理由を以て、当該署名の法的正当性を否定しない」という米豪・米ペルーにない規定が追加されている (パラ1(c))。なおこの規定は(1)⑤(c)で述べたUNCITRALの2つのモデル法 (電子商取引に関するモデル法、電子署名に関するモデル法) に共通して制定されている原則である。なお、米豪で規定されていたPKIの推進に関する相互運用等に関する規定は米韓では規定されていない。法的義務として設定されている各原則に対し、「正当な政府目的もしくはそのような目的の達成に実質的関連」があれば、特定の取引において用いられる認証手段が特定のパフォーマンス標準を満足させている必要性や、あるいは認証手段が締約国の法律に従って認定 (accredited) された当局 (authority) によって承認 (certified) される必要性などの要件を政府が課することができる、という例外事項が設定されている (パラ2)。

次に、オンライン消費者保護 (15条5項) については、米ペルー同様に、消費者保護に関する措置の透明性・効果の保証に加え、米韓では特に「越境電子商取引に関係して活動する双方締約国の国民消費者保護当局 (national consumer protection agencies) 間の協力の重要性認識」が追加されている。さらに米ペルーにもなかった「電子商取引における詐欺や虚偽の事例に対応する強制執行当局 (national consumer protection enforcement agencies) 間の協力」が規定されている。

最後に、米豪に全く存在しない電子商取引のためのインターネットへのアクセスならびに使用の原則 (15条7項) と越境情報流動 (15条8項) がある。

前者は「電子商取引の発展と成長の支援のために」という前置きで、政府の法律に反しない限りにおいて消費者の各種権利を保証することの重要性を認識するという規定になっている。権利の内容は、具体的にはデジタル製品へのアクセスと利用、好きなアプリケーションやサービスを実行できること、ネットワークを害しない限りは好きな機器（device）をインターネットに接続できること、そして各種事業者（通信ネットワーク提供者、アプリケーション提供者、サービス提供者、コンテンツ提供者）間の競争から恩恵を受けること、が規定されている。参考までに、この内容は2005年9月23日に米国連邦通信委員会（FCC：Federal Communications Commission）から公表された「政策表明（Policy Statement）」（書類番号 FCC 05-151）において、FCCが「ブロードバンドネットワークが全ての消費者にとって広範囲に展開され、かつそれが閉鎖的でなく、アクセス可能であり、また経済的に手に届く（affordable）であることを確認するために」採択された原則とほぼ同内容である（ただし米韓協定における「デジタル製品」の部分は、FCC政策表明では「合法的なインターネットコンテンツ（Internet content）」と言う表現になっている）。

後者においては、「個人情報保護の重要性を認識しつつも、貿易にまつわる情報流動が不必要に妨げられることを防ぐ」という原則が規定されている。なおこれは(1)⑤(d)(i)で述べた「APEC プライバシーフレームワーク」の原則と基本的に同じ内容である。

(k) 豪チリFTA（2008年7月署名、未発効）

協定内第16章が電子商取引章で、条文構成は定義(16条1項)、総則規定(16条2項)、電子的サービス提供(16条3項)、関税(16条4項)、電子取引に関する国内枠組(16条5項)、電子認証(16条6項)、オンライン消費者保護(16条7項)、オンライン個人情報保護(16条8項)、ペーパーレス貿易(16条9項)、協議(16条10項)からなっている。

各規定の個別文言は豪チリ両国の過去協定とは異なっている点が多いため、以下個別に解説する。

適用範囲に関する文言は16条2項および3項で規定され、上記(2)①(a)で詳述した内容、すなわち特に適用除外事項は設定されていない。ただし2項の規定が米チリ同様「この章のいかなる規定も、電子的サービス提供もしくはそのようなサービスに関係したコンテンツの電子的転送に関し義務を課すものではない」という規定となっている。なお、章内に適用除外規定がないとはいえ、章外には米チリ・米豪同様に、まず総則・例外章の一般例外(22条1項パラ2)でGATSの一般例外条項(14条)が電子商取引章の規定にも適用されると規定され、米チリ同様「GATSの例外条項を電子商取引に援用することが、デジタル製品がモノかサービスかの分類には予断を与えない」という脚注が付されている。また金融章の例外(12条11項パラ1/2)では、これも米チリ・米豪同様に電子商取引章の規定が金融プルデンシャル措置には及ばないとしている。他章との調整規定は特段存在しない。

なお、総則規定(16条2項)には、これまでの協定と共通する総論的規定に加え、これまでの協定にはない独自規定として「出来得る限り締約国は、二国間貿易における電子商取引が、対称的な(comparable)非電子的二国間貿易よりも制限的であってはいけないことに合意する」とされている(パラ3)。これは趣旨としては(2)④で述べた「電子的に転送されるサービスの無差別待遇」と同じ規定であるが、サービスに限定せず貿易一般としている点と、代わりに「出来得る限り」という努力規定になっている点が異なる。

デジタル製品に関する規律は設定されていない。ただし、電子的サービス提供(16条3項)ならびに関税(16条4項)で使用されている「電子送信」に関する定義(16条1項(g))において「電子送信とは、電磁氣的もしくは光子的手段を用いたデジタル製品の転送」と規定されているが、デジタル製品の定義も、それを直接使用している規律も存在しない。また上記したとおり、16条2

項パラ3が貿易一般に関する制限事項についての規定であるため、広くデジタル製品貿易にも適用されると解釈可能である。

電子商取引市場アクセスに関する規定は存在しない。

関税(16条4項)は豪シンガポール、豪タイ、タイニュージーランドと同じ規定内容である。

電子取引に関する国内枠組(16条5項)は、豪シンガポール、豪タイ、タイニュージーランドで「国内規制枠組」と規定されていた内容と基本的に同一で、また「民間の参画(2)①」の要素も含んでいるが、これらの協定で「UNCITRAL電子商取引に関するモデル法に基づいて(based on)」という風に規定されていた部分を、当協定ではUNCITRALに直接言及せず原則を書き下している(パラ1)。ただしパラ2では新たに「これら原則に対し、国内法上の例外を設けることを妨げるものではない」という例外規定を設けている。

電子認証(16条6項)は、豪シンガポール・豪タイでの同種条項と基本的に同じ内容であるが、「電子認証が貿易円滑化を代表する一要素であることを認識する」という規定が追加されている(パラ1)。

オンライン消費者保護(16条7項)については、豪シンガポール・豪タイ・タイニュージーランドの同種条項と同じ内容が規定されている(パラ1)に加え、OECDの「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン(The OECD Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce)」の文言の一部をほぼそのまま援用する規定が追加されている(パラ2、パラ3)。ただし同OECDガイドラインでの原則すべてが援用されているわけではない。

オンライン個人情報保護(16条8項)は豪シンガポール、豪タイ、タイニュージーランドと同じ規定内容となっている。

ペーパーレス貿易(16条9項)は、豪タイ、タイニュージーランドで規定されているのと同じ内容に加え、別章として設定されている税関行政章

(Customs Administration Chapter)の同種規定がこの章でのペーパーレス貿易にも適用されることを確認するという規定(パラ2)が追加され、さらに豪タイ、タイニュージーランドでは具体的なアクションが特定されていなかった両国協力事項について、具体的に「シングルウィンドウ(single window)」の発展のために協力するという内容が盛り込まれている(パラ3)。なおシングルウィンドウについては特に拘束力を持たない定義として「貿易もしくは輸送にかかる当事者が、すべての輸入、輸出そしてトランジットに関する規制上の要件を満たす上で、標準化された情報や文書を提出する際に単一の窓口(entry point)に対して行えば良いとする一つの機構(facility)」だと規定している。

協議(16条10項)は、特に電子署名、データ保護、そしてオンライン消費者保護あるいはその他両締約国が合意した事項について協議する義務を定めている(パラ1)。協議の方法について両国合意の上決定するとしている(パラ2)。

その他、個別に協力事項を定めている条項はない。

③我が国

(a) 日スイスEPA(2009年2月署名、未発効)

協定内第8章が電子商取引章で、条文構成は適用範囲(70条)、総則規定(71条)、定義(72条)、デジタル製品無差別待遇(73条)、サービス無差別待遇(74条)、市場アクセス(75条)、関税(76条)、国内規制(77条)、電子署名と認証サービス(78条)、ペーパーレス貿易行政(79条)、オンライン消費者保護(80条)、民間の参加(81条)、協力(82条)そして例外(83条)となっている。

規定の内容は(2)①から、で述べた内容とほぼ同一であるが、簡単に個別内容を下記する。

適用範囲に関する文言は適用範囲(70条)、総則規定(71条)および例外(83条)と個別規律内で規定され、上記(2)①(c)で詳述した内容となっている。まず適用範囲条項では「当章は物品およびサービスも含め、二国間貿易での文脈における、

電子商取引に影響するあらゆる措置に適用する」としている。例外条項では他章に規定されているGATS/GATTの一般例外条項ならび安全保障例外条項がそれぞれ電子商取引章の規律にも適用されると規定されている。個別除外事項は、まず総則規定条項内で政府調達、補助金そして租税措置が除外されており（パラ4）、さらに投資章ならびにサービス貿易章で設定されている留保が各法的義務規定に援用されている（デジタル製品無差別待遇（73条パラ1）、サービス無差別待遇（74条）、市場アクセス（75条））。また電子署名と認証サービス（78条）パラ3において、当条項で規定される技術中立性にまつわる規律は「国内法あるいは国内規制上、電子的に行うことが禁止されている特定の取引（transactions）については適用しない」としている。

他章との調整規定は、総則規定条項内で「物品貿易章、サービス貿易章、投資章、知的財産章と当章との間で非整合がある場合は、非整合の範囲内でこれら他章の規律が優先する」と規定されている。

デジタル製品無差別待遇規律は、(3)で述べたものの協定にもない規定をしている。まずデジタル製品の定義について、(3)で述べた協定にあった「その他製品」を規定せず、「コンピュータープログラム、文章（texts）、地図（plans）、設計書（designs）、動画（video）、静止画（images）、音声録音（sound recordings）もしくはそれらの組み合わせ（any combinations thereof）」としている。なお米チリ同様、運搬用媒体（carrier medium）に固定されたデジタル製品は当定義に含まず、あくまで電子的に転送されたものに限定している。と同時に、運搬用媒体（carrier medium）に固定されたデジタル製品は物品貿易章の規定が適用されると附註を設けている。

次に内国民待遇については、構造上GATTやGATSの内国民待遇と同様に「他方締約国のデジタル製品（digital products of the other Party）に対して、自国の同種デジタル製品（its own like digital products）に対して与える待遇よりも劣る

待遇を与える措置を導入してはいけない」という規定となっている。なお措置の「導入（adopt）」は将来新規措置を取ることを予防するものだが、協定発効時に現行する措置の「維持（maintain）」については努力規定として「一方の締約国が他方締約国の取るそういった措置の維持を確認（identify）した場合には、他方締約国はそれを除去するよう努力する」となっている。最恵国待遇については、措置の導入も維持も両方義務規定として、「他方締約国のデジタル製品（digital products of the other Party）に対して、第三国の同種デジタル製品（like digital products of a non-Party）に対して与える待遇よりも劣る待遇を与える措置を維持・導入してはいけない」と規定されている。

なお、デジタル製品のそれぞれの国籍、すなわち原産性の認定については、「無差別待遇規律の運用実施において、締約国は誠実に、かつ透明（transparent）、客観的（objective）、理性的（reasonable）そして公正（fair）な方法で、デジタル製品が一方の締約国のものか、他方締約国のものか、あるいは第三国のものかについて決定しなくてはならない」と規定し（パラ2）、また「他方締約国から要求があった場合、締約国は無差別待遇規律の運用実施においてどのようにデジタル製品の原産地（origin）を決定しているのかを説明しなくてはならない」とも規定している（パラ3）。さらに「締約国はデジタル製品の原産地の決定基準の開発を助成するために、国際機関やフォーラムで協力する」としている（パラ4）。そして「両締約国が特に合意しない限りは、協定発効5年後に当条項を見直す」という規定も設けている（パラ5）。

なお、(3)で述べた他国協定でデジタル製品の無差別待遇を規定しているものは、多少の差はあれども共通の差別性認定事項（制作地等）を採用している。

サービス無差別待遇と市場アクセスについては、それぞれ(2)④そして(2)⑤で述べたとおりの規定である。なお、(1)②(a)(ii)で述べたサービス貿易に関する「規律としての中立性」も総則規定のパラ2で併せて規定している（同文言は、

WTO電子商取引作業計画のうちサービス理事会での検討の経過報告として1999年7月に同理事会で採択された文書S/L/74のpara 4第2文から援用している)。

関税については、(2)⑦で述べたように、二国間の貿易に限り有効な関税不賦課に関する恒久的な法的義務を設定せず、WTOモラトリアムを確認(confirm)するという規定となっており、その法的義務化はあくまでWTOの枠組で両国が協働して実現されるべきだとしている。なお、内国税については、電子商取引章の例外条項に規定することにより、他の二国間協定同様、不賦課の対象である関税の範囲から除外されている。

国内規制については、(2)⑦で述べたとおり、GATSの国内規制条項(GATS 6条)に同種の「電子商取引に関する措置の運用は透明、客観的、理性的かつ公平なやり方で実施され、不必要に重荷となつてはいけない」という原則を打ち出している。

電子署名と認証サービスについては、(2)⑧で述べたとおりであるが、米韓の同種条項にあった「正当な政府目的もしくはそのような目的の達成に実質的関連」例外事項を追加設定(パラ2)している。さらに、当条項が規定する各種規律の適用場面である「取引(transaction)」の概念について整理し、「そういった取引に重要な関係(significant relevance)がある通信(communication)」に使用される電子署名についても、取引(transaction)の一部として利用される可能性があることから、技術中立性が適用される対象として含むこととしている。

ペーパーレス貿易行政は、米豪・米韓での同種規定の内容に、豪シンガポール・タイニュージランドにあるような国際フォーラムでの協力規定を追加した内容となっている。

オンライン消費者保護については、(2)⑩で述べたとおり、「消費者保護に関する措置採用・維持の透明性と効果保証」の原則に加え、プライバシー保護の規定も盛り込んでいる内容となっている。

民間の参画については、(2)⑪で述べたとおりである。

最後に協力についても、(2)⑫で述べたとおりである。

(b) 参考：日シンガポールEPA（2002年1月署名、2002年11月発効）

上記(2)⑧で述べたように、当協定に関する実施取極(Implementing Agreement)の中で、電子署名認証事業の認定制度に関する両国の協力をまつわる規定を盛り込んでいる。

<図表7-5> 二国間協定で具体的に規定されている内容

	豪シンガポール 自由貿易協定	米シンガポール 自由貿易協定	米チリ自由貿易協定	米豪自由貿易協定
	2003年2月署名 2003年7月発効	2003年5月署名 2004年1月発効	2003年6月署名 2004年1月発効	2004年5月署名 2005年1月発効
①適用範囲	○「WTO規則の適合性確認」(前文) ○目的と定義(1条) ○例外(9条) ○紛争解決規定の不適用(10条)	○総則(14条1項) ○電子的サービス提供(14条2項) ○定義(14条4項) ○GATS一般例外適用(総則最終章21条1項パラ2) ○金融ブルデンシャル措置適用除外(金融章10条10項パラ1/2)	○一般規定(15条1項) ・協定内他章もしくは附属書にある関連する規定、例外、非整合措置を除外 ○電子的サービス提供(15条2項) ○定義(15条6項) ○GATS一般例外適用(例外章23条1項パラ2) ○金融ブルデンシャル措置適用除外(金融章12条)	○総則(16条1項) ○電子的サービス提供(16条2項) ○定義(16条8項) ○GATS一般例外適用(例外章22条1項パラ2) ○金融ブルデンシャル措置適用除外(金融章13条10項パラ1/2)
②他規律との調整規定				○デジタル製品無差別と知的財産権章(17章)との調整(16条4項パラ3(c))
③デジタル製品無差別待遇(NT=内国民待遇、MFN=最恵国待遇)		○デジタル製品(14条3項パラ3/4) ・キャリアメディア・電子送信両方含むNT及びMFN規定・放送サービス適用除外・越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外	○デジタル製品無差別(15条4項) ・電子送信のみNT及びMFN規定・協定発効後1年以内は規律非整合な現行措置を維持可能(それ以降は附属書に明記したのみ維持可能)	○デジタル製品無差別(16条4項) ・キャリアメディア・電子送信両方含むNT及びMFN規定 ・放送サービスならびに音響映像サービス適用除外 ・越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外 ・補助金・行政サービスも適用除外
④電子的に転送されるサービスの無差別待遇				
⑤電子商取引市場アクセス				
⑥関税	○二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化(3条)	○デジタル製品(14条3項パラ1/2) ・二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化 ・キャリアメディア搭載デジタル製品は従来通りの税関評価を固定義務化	○デジタル製品への関税(15条3項) ・二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化	○関税(16条3項) ・二国間「電子送信」ならびにキャリアメディア搭載のデジタル製品両方に対し関税不賦課恒久義務化
⑦国内規制	○国内規制枠組(4条)			
⑧電子署名と認証サービス	○電子認証と電子署名(5条)			○認証とデジタル証明書(16条5項)
⑨ペーパーレス貿易行政	○ペーパーレス貿易(8条)			○ペーパーレス貿易(16条7項)
⑩オンライン消費者保護	○オンライン消費者保護(6条) ○オンライン個人データ保護(7条)			○オンライン消費者保護(16条6項) ・OECD「電子商取引」に関する消費者保護ガイドライン」原則援用
⑪民間の参画	○国内規制枠組(4条)			
⑫協力			○協力(15条5項)	
その他	○透明性(2条)			

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

豪タイ自由貿易協定	タイニューージーランド緊密 経済連携協定	インドシンガポール 包括経済連携協定	韓シンガポール 自由貿易協定
2004年7月署名 2005年1月発効	2005年4月署名 2005年7月発効	2005年6月署名 2005年8月発効	2005年8月署名 2006年3月発効
○目的と定義(1101条) ○紛争解決規定の不適用 (1109条)	○目的と定義(10条1項)○ 紛争解決規定の不適用 (10条8項)	○総則(10条1項) ○電子的サービス提供(10 条3項) ○定義(10条2項) ○例外(10条5項) ・政府調達適用除外 ・一般例外・安全保障例外 ・他章での非整合措置適 用除外・放送サービス適 用除外	○適用範囲(14条2項) ・放送サービス適用除外を 含む ○電子的サービス提供(14 条3項) ○定義(14条1項)
		○デジタル製品(10条4項パ ラ3/4) ・キャリアメディア・電子送信 両方含むNTのみ規定 ・放送サービス適用除外 ・越境サービス章・金融章・ 投資章で設定されている 整合措置も適用除外	○デジタル製品(14条4項 パラ3/4) ・キャリアメディア・電子送 信両方含むNTのみ規 定 ・越境サービス章・投資章 で設定されている整合措 置も適用除外 ・「WTO関係宣言内容変 更時協議」(協定署名時 に両国で交換した覚書)
○二国間「電子送信」への 関税不賦課恒久義務化 (1102条)	○二国間「電子送信」への 関税不賦課恒久義務化 (10条2項)	○デジタル製品(10条4項パ ラ1/2) ・二国間「電子送信」への 関税不賦課恒久義務化 ・キャリアメディア搭載デジ タル製品は従来通りの税 関評価を固定義務化	○デジタル製品(14条4項 パラ1/2) ・二国間「電子送信」への 関税不賦課恒久義務化 ・キャリアメディア搭載デジ タル製品は従来通りの税 関評価を固定義務化
○国内規制枠組(1103条)	○国内規制枠組(10条3項)		
○電子認証とデジタル証明 書(1104条)			
○ペーパーレス貿易(1107条)	○ペーパーレス貿易(10条6項)		
○オンライン消費者保護(1105 条)○オンライン個人デー タ保護(1106条)	○オンライン消費者保護(10 条4項) ○オンライン個人データ保護 (10条5項)		
○国内規制枠組(1103条)	○国内規制枠組(10条3項)		
○協力(1108条)	○協力(10条7項)		
		○透明性(10条6項)	

米ペルー貿易促進協定	米韓自由貿易協定	豪子リ自由貿易協定	日イスエPA
2006年4月署名 2009年2月発効	2007年6月署名 未発効	2008年7月署名 未発効	2009年2月署名 未発効
<ul style="list-style-type: none"> ○総則(15条1項) ○電子的サービス提供(15条2項) ○定義(15条8項) ○GATS一般例外適用(例外章22条1項パラ2) ○金融ブルデンシャル措置適用除外(金融章12条10項パラ1/2) 	<ul style="list-style-type: none"> ○総則(15条1項) ○電子的サービス提供(15条2項) ○定義(15条9項) ○GATS一般例外適用(例外章23条1項パラ2) ○金融ブルデンシャル措置適用除外(金融章13条10項パラ1/2) 	<ul style="list-style-type: none"> ○総則規定(16条2項) ○電子的サービス提供(16条3項) ○定義(16条1項) ○GATS一般例外適用(例外章(22条1項パラ2) ○金融ブルデンシャル措置適用除外(金融章12条11項パラ1/2) 	<ul style="list-style-type: none"> ○適用範囲(70条) ○総則規定(71条) ○定義(72条)、 ○例外(83条) ・GATS/GATT一般例外条項・安全保障例外条項援用 ・補助金・行政サービス・租税措置適用除外
			<ul style="list-style-type: none"> ○物品貿易章・サービス貿易章・投資章・知的財産章との調整規定(総則規定(71条パラ3)
<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル製品(15条3項パラ3/4) ・キャリアメディア・電子送信両方含むNT及びMFN規定 ・越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外 	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル製品無差別(15条3項パラ2/3) ・キャリアメディア・電子送信両方含むNT及びMFN規定(特にNTは二国間貿易への適用を強調) ・放送サービス適用除外 ・越境サービス章・金融章・投資章で設定されている整合措置も適用除外(補助金・行政サービスも(NTのみ)適用除外) 	<ul style="list-style-type: none"> ○二国間貿易電子商取引と非電子的二国間貿易との制限における対称性保証の努力規定(16条2項パラ3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル製品無差別待遇(73条) ・電子送信のみNT及びMFN規定(ただしNTは努力規定) ・サービス章・投資章で設定されている整合措置も適用除外 ・デジタル製品国籍決定に関する原則規定と説明義務設定 ・発効5年後再協議規定
		<ul style="list-style-type: none"> ○二国間貿易電子商取引と非電子的二国間貿易との制限における対称性保証の努力規定(16条2項パラ3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス無差別待遇(74条)・サービス章・投資章で設定されている整合措置も適用除外
			<ul style="list-style-type: none"> ○市場アクセス(75条) ・サービス章・投資章で設定されている整合措置も適用除外
<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル製品(15条3項パラ1/2) ・二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化 ・キャリアメディア搭載デジタル製品は従来通りの税関評価を固定義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル製品無差別(15条3項パラ1) ・二国間「電子送信」ならびにキャリアメディア搭載のデジタル製品両方に対し関税不賦課恒久義務化 ・規律運用に関する見解 	<ul style="list-style-type: none"> ○二国間「電子送信」への関税不賦課恒久義務化(16条4項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○WTO関税モロatorium確認規定(関税(76条)
		<ul style="list-style-type: none"> ○電子取引に関する国内枠組(16条5項) ・国内法を根拠するという例外規定あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○国内規制(77条) ・GATS6条(国内規制)原則部分援用
<ul style="list-style-type: none"> ○認証とデジタル証明書(15条6項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○認証とデジタル証明書(15条4項) ・電子署名の技術中立性原則の追加規定あり ・「正当な政府目的」等による例外規定あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○電子認証(16条6項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○電子署名と認証サービス(78条) ・国内法に定められる特定取引例外規定あり ・「正当な政府目的」等による例外規定あり
<ul style="list-style-type: none"> ○ペーパーレス貿易(15条7項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ペーパーレス貿易(15条6項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ペーパーレス貿易(16条9項) ・「税関行政章」援用規定あり ・シングルウィンドウに関する協力規定あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ペーパーレス貿易行政(79条)
<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン消費者保護(15条5項) ・OECD「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」原則援用 ・両政府当局間協力規定(消費者保護当局) 	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン消費者保護(15条5項) ・OECD「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」原則援用 ・両政府当局間協力規定(詐欺等に関する強制執行当局、消費者保護当局) ○境情報流動(15条8項) ・個人情報保護関連規定(「APECプライバシーフレームワーク」原則の援用) 	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン消費者保護(16条7項) ・OECD「電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」原則援用○オンライン個人情報保護(16条8項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン消費者保護(80条) ・プライバシー保護原則規定も含む
		<ul style="list-style-type: none"> ○電子取引に関する国内枠組(16条5項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間の参加(81条)
			<ul style="list-style-type: none"> ○協力(82条)
<ul style="list-style-type: none"> ○透明性(15条4項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「電子商取引のためのインターネットへのアクセスならびに使用の原則」(15条7項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○協議(16条10項) 	

2. 「デジタルコンテンツ」の経済的意義

いわゆる「デジタルコンテンツ」として一般に認識されているものは幅広いが、特に「非デジタルコンテンツ」との対比でよく話題になるのが、電子書籍（Electronic Book）、デジタル音楽作品（Digital Audio）、デジタル映像作品（Digital Video）、そして各種デジタル静止画（Digital Picture）である。さらに最近では株券、宝くじ、航空券や各種証書といったものも電子化されている。OECDにおいては特に科学関係出版物、音楽、オンラインコンピューターゲーム、携帯用コンテンツ、ユーザー作成コンテンツ等に関する調査研究が実施され、各産業構造や市場サイズに関する研究成果が公開⁷されている。

一方で、一般に国際的な取引対象としては純粋にデジタルな形でしか存在しないものとして、各種ソフトウェアがある。もっとも、ソフトウェアにはかつてその役割が非デジタルの形かもしくは人間の作業として担われていたものもある。とりわけ「アプリケーションソフトウェア（application software）」にはそのようなものが多く、たとえば各種ゲームや、会計・簿記、プレゼンテーション作成などがある。アプリケーションソフトウェア以外のソフトウェアで、特に人間が直接利用することなく、コンピューターなどの情報システムやあるいは他のソフトウェアと相互作用する働きを持つ「オペレーションシステム（OS：Operation System）」や「ミドルウェア（Middleware）」というソフトウェアもあり、これらは国際的な取引対象としては純粋にデジタルなものとして登場している。

これらデジタルコンテンツの中で、国際取引における経済的意義がもっとも大きいと思われるのは、国毎の文化的な差異がほとんど影響しないビジネス用途のアプリケーションソフトウェアか、OSそしてミドルウェアにあると考えられる。整理された統計は存在しないが、世界中の企業のほ

とんどがある程度共通のビジネス用途のアプリケーションソフトウェアやOS・ミドルウェアを用いており、そのようなソフトウェアを生産している国と使用地との貿易は相当量に及ぶと思われる。さらに今日のソフトウェアは、一般にグローバルな開発体制が確立されているものが多く、直接消費に付されない形、すなわちソフトウェア開発業者同士の間でのソフトウェア「部品（component）」の取引量も多いものと思われる。

一方、文化的な影響を受けやすい書籍、音楽、映像等のコンテンツにおける電子商取引は、国際取引よりも国内取引される量の方が大きいと推定される。もちろん世界的な売上を達成している特定国の特定文化コンテンツがないとはいえない。

いずれにせよ、整理された統計情報の登場が待たれる。

⁷ <http://www.oecd.org/sti/digitalcontent>

＜環境＞

(1) ルールの背景

FTA/EPAにおいて環境に関する規律を設ける例が増えている。環境問題に対する近年の各国の意識の高まりを反映したものと考えられるが、その経済的背景として第一に考えられるのは、NAFTAがそうであると思われるように、相手方当事国において環境（及び労働）規制が守られなければ自国産業が競争上不利になり、結果的に環境規制の緩和合戦が起こるのではないか（“race to the bottom”）との懸念に対応するというものである。投資協定等において、環境規制を緩和することによって投資を誘致（又は貿易を促進）することは適切でない旨を確認する規定が置かれることが多いが、これも同様の理由によるものと考えられる。

第二の背景として、FTA/EPA相手国内で各企業による環境規制の遵守状況に差があるような場合に、こうした差をなくすことによって、公平な競争環境を整備しようとする狙いがある場合も考えられる。多国籍企業の中には、事業活動を行っている進出先国の環境規制のレベルにかかわらず、世界中で同一の高いレベルの環境配慮を行っている例も多い。こうした場合には、進出先国の産業の発展度合いに応じて環境規制のレベルを高いものとするのが、より公平な競争環境の整備につながるであろう。また、環境規制自体はレベルの高いものが整備されている国であっても、そのエンフォースメントが実効的に行われていない場合には、同様の状況が生じうる。現地資本企業が環境規制を十分に遵守していないにもかかわらず、外国資本企業はコンプライアンスや企業の社会的責任の観点から当該環境規制を遵守しているような場合には、環境規制の実効的なエンフォースメントを確保することが、公平な競争環境の整備につながるであろう。

なお、上述のような背景の下、FTA/EPA相手

国に対して環境規制の整備・執行を要請するに当たっては、FTA/EPA相手国から技術指導など協力の要請を受けることも考えられる。一般的に、環境問題に対応する技術や経験を有する国と、環境問題が深刻な国とが違っている場合、両国が協力して環境問題に取り組むことは、世界全体の利益につながる。地球環境への負荷を減らすとともに、これまでの公害防止・省エネルギーに関する経験や技術力を活かして地球規模での環境保全に積極的に貢献していくことは、我が国の重要課題であり、こうした協力を、アドホックな二国間協力にとどまらず、FTA/EPA上の協力と位置づけることで、より積極的な取組を進めることが期待される。

また、FTA/EPAの知的財産章では、パリ条約や植物新品種条約等、特定の関連条約への加盟義務又は努力義務を設ける例が見られるが、環境においても、廃棄物の越境移動に関するバーゼル条約、生物多様性条約等、環境関連条約への加盟義務又は努力義務を、そのための協力ともパッケージにして規定する例が今後出てくとも考えられる。

(2) 法的規律の概要

日本がこれまで締結したFTA/EPAでは、環境について次のように取り組んでいる。

①日シンガポールEPA

環境に関連する規定は、相互承認章（第6章）において、相互承認との関連で自国が適切と考える環境規制は妨げられない旨を規定している（第54条）。実施取極第31条において、科学技術に関する協力分野として環境を明記している。

②日メキシコEPA

投資章（第7章）では、PR（performance

requirement) 禁止の条文において、技術移転要求禁止のうち、一般的な環境規制を充たすような技術の使用を義務づけることは違反ではないとし(第65条1(f))、また、環境規制を緩和することで投資を促進してはいけないこと(第74条)、投資家対国家仲裁において環境について専門家の鑑定書を要請できること(第90条)を規定している。

協力章(第14章)では、環境に関する協力を行う旨を規定している。協力には、情報交換、能力向上、環境物品・サービスの貿易促進などを含むことができるとしている。また、協定の実施及び運用章(第16章)では、環境保全のための緊急の措置の場合に、パブリックコメントの手続を不要とする旨を規定している(第161条)。

③日マレーシアEPA

環境関連規定は2つのみである。1つは、投資章(第17章)において、環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨の規定であり(第90条)、もう1つは、協力章(第12章)において、協力分野として環境を明記している(第140条(g))。

④日フィリピンEPA

物品章(第2章)で、環境規格メカニズムの活用についての両国の協力を規定しているほか(第27条)、協力章(第14章)では、協力分野として(エネルギー及び)環境を明記している(第144条(d))。また、相互承認章(第6章)では、相互認証との関連で自国が適切と考える環境規制は妨げられない旨を規定しており(第66条)、投資章(第8章)では、環境規制を緩和することで投資を促進してはいけない旨を規定している(第102条)。

⑤日チリEPA

前文で、経済的開発、社会的開発及び環境保護が相互に依存しており、かつ、持続可能な開発に関する相互に補強しあう柱であること並びに戦略的な経済上の連携が持続可能な開発を促進する上

で重要な役割を果たすことができることを確認している。また、投資章(第8章)で、環境規制を緩和することにより投資を促進しないこと(第87条)を規定している。更に、協定の署名に際し、環境について政治宣言を採択し、高いレベルの環境保護を追求する意図の確認、世論啓発を行うこと、クリーン開発メカニズム(CDM)での協力等を宣言している。

⑥日タイEPA

相互承認章(第6章)で、相互認証との関連で自国が適切と考える環境規制は妨げられない旨を規定している(第68条)。また、投資章(第8章)では、環境規制を緩和することで投資を促進しない旨を規定している(第111条)。更に、協力章(第13章)では、協力の分野として環境を明記し(第153条(f))、署名の際の政治宣言には、科学技術・エネルギー・環境分野での協力の促進が明記されている。

実施取極第10章では、環境協力の内容や、科学技術・エネルギー・環境分野の協力に関する小委員会を設置することなどを規定している。また、外務大臣間で書簡を交換し、バーゼル条約の権利義務を確認し、バーゼル条約に従って有害廃棄物の輸出入を厳格に規制すること、関税撤廃にかかわらず、バーゼル条約に従って有害廃棄物の輸出入に関する措置を適用することができること、また、環境保護のために協力する旨を再確認している。

⑦日ブルネイEPA

前文で、経済発展、社会発展、環境保護が相互依存であり、持続可能な開発を相互に補強する要素であり、経済連携が持続可能な発展の促進において重要な役割を持つことを認めている。また、投資章(第5章)では、投資を促進するために環境規制を緩和しない旨を規定し(第71条)、エネルギー章(第7章)では、エネルギーに関する活動の環境への悪影響を最小限とする努力義務、エ

エネルギー政策の実施・形成過程において環境を考慮する義務、知的財産権の十分かつ効率的な保護に合致しつつ環境保護に貢献する技術の移転・普及を考慮することを奨励し、エネルギー活動の環境への影響に関する世論啓発の義務を規定している（第93条）。更に、協力章（第9章）では、協力の分野として環境を明記している（第102条（h））。

⑧日インドネシアEPA

投資章（第5章）では、投資を促進するために環境規制を緩和しない旨を規定している（第74条）。また、エネルギー及び鉱物資源章（第8章）では、エネルギー及び鉱物資源に関するすべての活動における環境への悪影響を最小限とすること、エネルギー及び鉱物資源政策の実施・形成過程において環境を考慮する義務、知的財産権の十分かつ効果的な保護に適合しつつ環境保護に貢献する技術の移転・普及を考慮することを奨励し、エネルギー及び鉱物資源活動の環境への影響に関する世論啓発の義務を規定し（第102条）、協力章（第13章）では、協力の分野として環境を明記している（第134条（i））。更に、実施取極第7章では、環境分野における協力の範囲やその形態を規定している。

⑨日アセアンEPA

物品章（第2章）では、この章のいかなる規定もバーゼル条約又は関連する他の国際協定を締結している締約国がこれらの国際約束に従って自国の法令に基づく有害廃棄物又は有害物質に関する措置を採用・実施することを妨げるものと解してはならないことを規定している（第16条）。また、任意規格、強制規格及び適合性評価手続章（第5章）では、この章のいかなる規定も環境の保全のために必要な限度において、任意規格及び強制規格の立案・制定・適用する締約国の権利を制限するものではないことを規定し（第44条）、協力章（第8章）では、協力の分野として環境を明記し

ている（第53条（k））。

⑩日ベトナムEPA

任意規格、強制規格及び適合性評価手続章（第6章）では、相互認証との関連で自国が適切と考える環境規制は妨げられない旨を規定している（第51条）。協力章（第12章）では、協力の分野として環境を明記しており、実施取極第10章において、環境分野における協力の範囲やその形態を規定している。

⑪日スイスEPA

総則章（第1章）では、環境保護と開発の目標達成のための製品、技術を普及するために環境物品及び環境サービスの貿易を促進することとしている（第9条）。投資章（第9章）では、投資を促進するために健康、安全、環境規制を緩和することは不適当である旨を規定している（第101条）。

(3) 各国のFTA/EPAにおける環境の取組

他国が結んでいるFTA/EPAの中には、環境保護のためにより積極的な取組をしているものがある。

①米国の取組

米国が結んだ多くの貿易協定に環境章が立てられている。特に、米シンガポール、米チリ、米豪州、米バーレーン、米モロッコなど近年のものには、環境問題に関する協力を促進し、国内の環境法令の執行を監視するための組織的枠組みが設けられている。

例えば、NAFTAの環境協定（North American Agreement on Environmental Cooperation between the government of Canada, the government of the United Mexican States and the government of the United States of America）は、定期的に環境報告を公表する義務（第2条）や、国内法制によって高い環境保護水準を確保し、その向上に向けて継続的に努力すること（第3条）、

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

法律等の公開（第4条）、環境法制の有効な履行確保（第5条）等が規定されている。

また、理事会、事務局、合同小委員会で構成される環境協力委員会（commission）を設置しており（第8条）、事務局は、理事会の指示に従って環境協力委員会の年次報告書を作成する他（第12条）、自主発案の報告書を作成することができるとしている（第13条）。また、非政府組織や個人からの、環境法制の有効な履行確保を怠っているとの指摘を受け、事実報告書を作成することになっている。当該報告書は理事会の決定に従って公表される（第15条）。

各締約国は、他の締約国が環境法制の有効な履行確保の義務を怠っている場合、協議を求めることができる（第22条）。協議では解決しなかった場合、環境法制の履行確保の欠如が、締約国間で取引される物やサービスを提供する工場や企業を巻き込む状況に関係する場合に限り、パネルが設置される（第24条）。

②EUの取組

EUが結ぶ地域貿易協定では、環境協力の原則と範囲が分野横断的なテーマとして定められている。

例えば、EUチリ協定では、環境協力の目的は、環境の保護及び改善、天然資源と生態系の汚染及び悪化の防止、持続的開発のための生態系の有効活用であり、これに関連して、貧困と環境の関係、経済活動の環境への影響、環境問題と土地利用管理、チリの環境体制や政策を強化するための試み、環境の標準・モデル・訓練・教育などの分野における情報・技術・経験の交換、国民をより関与させるための環境教育や環境訓練、技術支援や合同地域調査プログラムが特に重要であるとしている（第28条）。

③その他の国の取組

カナダは、NAFTAのモデルに従ってチリやコスタリカと協定を結んでいる。また、環太平洋戦

略的経済連携協定（TPP：ブルネイ、チリ、シンガポール、ニュージーランドの4か国による経済連携協定）は、補完協定として環境協力協定（Environment Cooperation Agreement among the parties to the Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）を持つ。更に、メルコスールでは、国際環境条約の履行に係る協力を行うことを規定している（第5条）。

④エネルギー憲章条約

FTAではないが、エネルギー資源の移動と投資保護についての国際条約であるエネルギー憲章条約では、経済効率的な態様で環境への悪影響を最小限に抑える努力義務を規定するとともに、汚染者が汚染によるコストを負担すべきとの原則を確認した上で、締約国の義務として、エネルギー政策全般を通して環境に配慮すること、市場経済に根付いた価格形成と環境への便益負担の十分な反映を促進すること、国際環境基準の分野における協力、エネルギー効率の改善や再生可能エネルギー資源等に特に留意すること、環境意識の啓発、早期段階での透明な環境アセスの促進等を詳細に列記している（第19条第1項）。

また、当該条文の解釈・適用に関する紛争について、他に適切な国際的な対話の場がない場合に限り、締約国の要請に基づき、憲章会議で解決に向けた検討をすることができるとしている（第19条第2項）。

コラム FTA/EPAにおける労働関連規定

FTA/EPAにおける非貿易的関心事項として、資源、エネルギー、環境等に加え、労働も見逃せない分野である。FTA/EPAの規律が各国における労働関連措置の適用を妨げないものであることを規定する例がある他、特に米国の結ぶFTAにおいては、労働者の保護に関して努力義務を課す規律を定めるケースがある。

1. 日本のFTA/EPAにおける取組

日本がこれまでに締結したFTA/EPAでは、労働について独立の章を設けたものはないが、労働関連の規定は既にいくつか存在する。

(1) 日シンガポールEPA

物品貿易章において、恣意的な差別や隠された貿易制限となるようなものを除き、同章の規定が囚人労働の産品に関する措置の適用を妨げるものではない旨を規定するとともに（第19条第1項(e)）、投資章でも同様に投資章の規定が囚人労働に関する措置の適用を妨げない旨を規定している（第83条第1項(d)）。

(2) 日メキシコEPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第97条第2項(h)）。

商用目的での入国及び一時的滞在を定めた章の規定において、この章の規定が、両国の労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映する旨規定し（第113条第1項）、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第114条第1項）。

政府調達章の規定において、政府調達章の規定が、囚人労働の産品・サービスに係る措置の適用を妨げない旨を規定している（第126条第2項(d)）。また、協力を進めるべき分野として、技術・職業の教育訓練についてのベストプラクティスに関する情報交換を挙げ、労働政策を含むとしている（第143条(a)）。

(3) 日マレーシアEPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第94条第2項(d)）。

(4) 日フィリピンEPA

投資章において、投資と労働に関する規定を設けている。労働規制を緩和することにより投資を促進することは適切でないとし、団結権、団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働者の最低賃金等を含む若年労働者の保護、労働時間、保健衛生等、国際的に認められた労働者の権利を弱めるような措置をとらないよう努力する義務を規定している。また、仮にそのような投資促進措置がとられていると考えられる場合には、協議を要請することができることとしている（第103条）。

(5) 日チリEPA

サービス章、金融サービス章において、これらの章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第106条第2項(f)、第117条第4項(d)）。また、商用目的での入国及び一時的滞在を定めた章の規定において、この章の規定が、両国の労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映する旨規定し（第129条第1項）、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第130条第1項）。

政府調達章においては、囚人労働の産品・サービスに係る措置の適用を妨げない旨を規定している（第151条(d)）。

(6) 日タイEPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定し（第72条第2項(e)）、サービス貿易の市場アクセス

に係る約束を行った分野において、特定のサービス分野における雇用総数を制限してはならない旨規定している（第74条第2項(d)）。また、人の移動章において、人の移動章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第115条第2項）。

(7) 日ブルネイEPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定し（第73条第2項(d)）、サービス貿易の市場アクセスに係る約束を行った分野において、特定のサービス分野における雇用総数を制限してはならない旨規定している（第75条第2項(d)）。

(8) 日インドネシアEPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定し（第76条第2項(e)）、サービス貿易の市場アクセスに係る約束を行った分野において、特定のサービス分野における雇用総数を制限してはならない旨規定している（第78条第2項(d)）。また、人の移動章において、人の移動章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第92条第2項）。

(9) 日ベトナムEPA

サービス章においては、GATSにおける原則を踏襲する形で、雇用市場へ参入しようとする自然人すなわち労働力の提供そのものは「サービス」とは捉えず、よってそのような自然人に影響を及ぼす措置あるいは永続的な国籍・居住・雇用に関する措置にはサービス章の規定が適用されないと規定している（第57条第2項(d)）。また、サービス貿易の市場アクセス義務に関する約束を行った分野において、特定のサービス分野における雇用総数を制限してはなら

ない旨規定している（第59条第2項(d)）。

また人の移動章においても、雇用市場へ参入しようとする自然人に影響を及ぼす措置あるいは永続的な国籍・居住・雇用に関する措置には人の移動章の規定が適用されないと規定している（第74条第2項）。

(10) 日スイスEPA

投資章において、国内の労働基準を緩和することにより投資を促進することは適切でないとしている。

サービス章においては、GATSの原則を踏襲する形で、雇用市場へ参入しようとする自然人すなわち労働力の提供そのものは「サービス」とは捉えず、よってそのような自然人に影響を及ぼす措置あるいは永続的な国籍・居住・雇用に関する措置にはサービス章の規定が適用されないと規定している（第50条第2項）。また、サービス貿易の市場アクセス義務に関し留保をしていない分野において、特定のサービス分野における雇用総数を制限してはならない旨規定している（第46条第2項(d)）。

また人の移動章においても、雇用市場へ参入しようとする自然人に影響を及ぼす措置あるいは永続的な国籍・市民権・居住・雇用に関する措置には人の移動章の規定が適用されないと規定し（第62条第2項）、かつ人の移動章は各締約国における国内労働力と永続的雇用を保護する必要性を反映したものであるとの原則が提示されている（第63条第1項）。

2. 各国のFTAにおける労働の取組

(1) 米国の取組

①NAFTA

NAFTA本文においては労働政策等に関する規定はないが、前文において、本協定が新規の雇用機会を創出し、労働条件と生活水準を向上するとともに、労働基本権を保護・強化・実施することを目指すものである旨を明記している。

②NAFTAの並行労働協定（North American Agreement on Labor Cooperation）

93年8月、北米自由貿易協定（NAFTA）を労働

者保護の面で補完する補完協定の締結がアメリカ、カナダ、メキシコの3か国間で合意され、同協定は1994年1月NAFTAとともに発効した。補完協定の締結は、アメリカ労働総同盟・産別労組会議(AFL-CIO)等が、NAFTAにより賃金等労働条件の低いメキシコへの工場移転が進み、厳しい状況にある国内の雇用情勢が更に悪化するとしてNAFTAに反対していることに対応したものである。補完協定のうち労働問題に関する規定の概要(原則的事項)は以下のとおりである。

(ア) 労働原則の実現

米、カナダ、メキシコの3国は、各国の国内法に従って、1) 結社の自由、2) 団体交渉の権利、3) スト権、4) 強制労働の禁止、5) 年少者労働の禁止、6) 雇用最低基準、7) 労働差別の撤廃、8) 男女給与均等化、9) 労働災害の防止、10) 労働災害に対する補償、11) 移民労働者の保護等の労働原則の実現を促進する。

(イ) 協定による一般的義務の確立

その上で、協定は、1) 労働条件・生活水準の向上、2) 労働法の実効的適用の促進、3) 協定の原則を促進するための協力・協調、4) 各国労働法、機構、法体系の相互理解を促進するための出版・情報交換等の一般的義務を確立する。

(ウ) 「労働に係る協力のための委員会」の設置

また、協定により、閣僚会議、国際調整事務局及び国内運営事務所からなる「労働に係る協力のための委員会」が設立される。閣僚会議は、協定実施の監督、事務局の監視等を行う。国際調整事務局は、常設機関として、閣僚会議への技術的援助等を行うほか、定期的に報告書を作成して閣僚会議に提出する。国内運営事務所は、各国に設けられ、情報提供や窓口としての業務を行う。

(エ) 紛争処理の手続

1) 安全・衛生、幼児労働、最低賃金等の問題に関して紛争が生じた場合、まず、国内運営事務所を通じた情報交換等が行われる。その後、閣僚会議が加盟国(最低1国)の要請により開催され、問題解決のための専門評価委員会が召集される。専門評価委員会は、当該問題に関する調査を実施し、

報告書を作成して閣僚会議に提出する。当該問題が構造的なもので、閣僚会議が解決できない場合は、加盟国(最低2国)の要請により、専門家による仲裁パネルが設置される。

- 2) 仲裁パネルの審査の結果、被提訴国の労働行政が不十分であると委員会が判断したときは、被提訴国は、60日以内に問題を解決するための行動計画を策定し合意しなければならない。期限内に合意できない場合は、更に60日以内にパネルが同行動計画を評価、又は対案を提示することができる。
- 3) 行動計画の実施状況を審査するため、仲裁パネルは随時会合を開催することができ、行動計画を遵守しない被提訴国に対しては、金銭的貢献を課することができる。被提訴国が金銭的貢献を行わず、引き続き労働行政の実施を怠っているとパネルが判断したときは、パネルは、アメリカ及びメキシコについては、支払うべき金額の範囲内(最高2,000万ドル)でNAFTAの恩恵を停止し、一方、カナダについては、支払いと行動計画の実施を行うようカナダ連邦裁判所に提訴することができる。

③ その他の米国のFTA

米ヨルダンFTAは、第6条で労働について規定している。本条は、両国のILO加盟国としての義務を再確認するとともに、団結権、団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働者の最低賃金、最低賃金や労働時間等の労働環境等の、国際的に認められた労働者の権利が、国内法で保護されるよう確保する努力義務を定めている(第1項)。また、貿易を促進する目的で国内労働規制を緩和することが適切でないことを認め、相手国との貿易を促進するために労働法から逸脱することがないことよう確保する努力義務に加え(第2項)、各国の労働基準が国際的に認められた労働者の権利に合致するよう確保する努力義務を定めている(第3項)。更に、労働法を効果的に執行する義務を定めるとともに(第4項(a))、資源配分の制約に由来する各国の裁量の余地を認め(第4項(b))、また、両国による合同委員会で協力の機会を検討すべき旨を規定している(第5項)。

その他の米国のFTAでも、労働について同様の条文を設けている（米シンガポール、米パナマ、米バーレーン、米豪、米チリ、CAFTA—DR等）。

(2) EUの取組

EUのFTAでは、協力の枠組みによって労働問題に対処していると言える。例えば、EUチリ協定（2003年発効）では、経済発展と連携した社会的発展の重要性を認め、雇用の創出と基本的社会権の尊重に優先順位を与えることとし、特に団結の自由、団体交渉権、差別の撤廃、強制労働・児童労働の撤廃、男女平等等を担保するILOの関連規約を促進するとしている（第44条第1項）。このため、社会的協力はいかなる関心事項も扱うことができるとし（同第2項）、優先すべき措置として貧困の削減や差別との戦いを促進すること、経済的社会的発展過程

における女性の地位を向上させること、労使関係、労働条件、社会保障及び職務保証を発展・近代化させること、職能訓練・人材育成を促進すること、中小・零細企業における雇用創出機会を生み出すためのプロジェクトを促進すること等を列記している（同第4項）。

また、EUエジプト協定（2004年発効）でも、相手国から適法に入国している労働者への公正な待遇が重要であると再確認し、相手国の求めに応じて、これら労働者の労働条件等に関し対話を設けることができる旨を規定している（第62条）。また、社会問題について定期的対話を行うよう義務づけるとともに、労働者の移動、同一待遇、及び相手国から適法に入国している労働者の社会的統合について進展を見るための方策を探す機会とすべきことが規定されている（第63条）。